

北区大規模水害避難行動支援計画策定に係る
第5回検討委員会
議事次第

日時：令和4年7月4日(月)18:30～
場所：北とぴあ 第一研修室(7階)
方式：ハイブリッド方式(対面・Web)
Web アドレス(Zoom)：

1. 開会

2. 議題

- (1)検討スケジュールの変更について
- (2)前回の振り返り
- (3)支援計画の基本的な考え方
- (4)避難行動要支援者名簿の作成と活用
- (5)個別避難計画の作成と活用
- (6)避難確保計画の作成と活用
- (7)避難所における避難支援
- (8)自助・共助・公助それぞれの避難支援

3. その他

- (1)意見聴取について

4. 閉会

【配布資料】

- 資料1：今後のスケジュール
- 資料2：第4回検討委員会議事録
- 資料3：支援計画(案)の確認ポイント
- 資料4：支援計画(案)
- 資料5：北区避難支援タイムライン
- 資料6：移動支援についての検討
- 資料7：福祉避難所の検討

業務スケジュール(案)

資料1

	令和4年度						
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
検討事項	◆2. 支援計画の策定 ●計画素案・様式作成	●計画案作成					
	②北区の基本的な避難行動の在り方						
	④避難行動要支援者名簿の作成と活用						
	⑤個別避難計画の作成と活用						
	⑦災害時における避難支援						
	⑧避難所における避難支援						
	⑨さらなる避難支援の取組						
	北区タイムラインの検討						
検討委員会	■第5回(7月4日) (1)検討スケジュールの変更について (2)前回の振り返り (3)支援計画の基本的な考え方 (4)避難行動要支援者名簿の作成と活用 (5)個別避難計画の作成と活用 (6)避難確保計画の作成と活用 (7)避難所における避難支援 (8)自助・共助・公助それぞれの避難支援	■第6回(8月下旬～9月上旬) (1)積み残している課題の確認	■第7回(10月上旬) (1)支援計画案の確認 →パブリックコメント前の最終確認	■第8回(12月中旬) (1)パブリックコメントの意見を踏まえた支援計画案の確認			
ヒアリング会 専門部会							

東京都北区大規模水害避難行動支援計画策定に係る

第4回検討委員会

要旨

■日 時：令和4年6月2日（木）18:30～21:15

■場 所：北とぴあ 1601 会議室

■出席者：

区分	No.	氏名	出欠	所属・役職	備考
経験者	1	加藤 孝明	対面参加	東京大学生産技術研究所教授	
	2	早坂 聰久	対面参加	東洋大学ライフデザイン学部准教授	
	3	浅野 幸子	Web	減災と男女共同参画研修推進センター代表 早稲田大学地域社会と危機管理研究所 招聘研究員	
府外関係者	4	石倉 健一	対面参加	北区町会自治会連合会 (堀船町会自治会連合会会長)	地域 (支援等関係者)
	5	田中 義正	対面参加	北区民生委員児童委員協議会会長	地域 (支援等関係者)
	6	由井 洋子	対面参加	地域包括支援センター (みずべの苑高齢者あんしんセンター)	高齢者 (支援等関係者)
	7	大場 栄作	対面参加	北区ケアマネジャーの会 (地域ケアセンターわかば 所長)	高齢者 (支援等関係者)
	8	井上 良子	対面参加	NPO 法人ピアネット北理事長	障害者 (支援等関係者)
	9	中村 猛	対面参加	NPO 法人北区精神障害者を守る家族会 飛鳥会	障害者 (支援等関係者)
	10	安楽 順子	対面参加	北区訪問看護ステーション連絡協議会副会長 (医師会訪問看護ステーション)	保健医療 (支援等関係者)
行政	11	小宮山 庄一	対面参加	危機管理室長	防災
	12	長嶋 和宏	対面参加	福祉部地域福祉課長	避難行動要支援者
	13	岩田 直子	対面参加	福祉部高齢福祉課長	高齢者
	14	田名邊 要策	対面参加	福祉部障害福祉課長	障害者

事務局：北区危機管理室 防災・危機管理課、株式会社オリエンタルコンサルタンツ

■配布資料：

- ・ 次第
- ・ 資料1：委員名簿
- ・ 資料2：第3回検討委員会議事録
- ・ 資料3：区民意識調査の実施状況について
- ・ 資料4：避難行動要支援者名簿の作成と活用について
- ・ 資料5：個別避難計画の作成と活用について
 - 別紙1：個別避難計画の作成・活用フロー
 - 別紙2：個別避難計画年度別スケジュール
 - 別紙3：北区避難支援タイムライン
 - 別紙4：避難行動別の人数概算について
 - 別紙5：個別避難計画作成シート
 - 別紙6：医療的ケア者の大規模水害時の避難時の課題整理表
- ・ 資料6：避難確保計画の作成方針について
 - 別紙1：【抜粋】水害からの広域避難に関する基本的な考え方
 - 別紙2：施設種別詳細について
- ・ 資料7：福祉避難所の考え方について
- ・ 資料8：支援計画（素案）
- ・ 資料9：今後のスケジュール
- ・ 資料10：意見聴取様式

◆内 容 :

1. 開会

- ・ 開会挨拶を行った。

2. 報告事項

(1) 委員の変更について（資料 1）

- ・ 事務局より、委員の変更について報告した。
- ・ 新たな委員より、挨拶を行った。

3. 議題

(1) 前回の振り返り（資料 2）

- ・ 事務局より、前回委員会の振り返りについて説明した。

<質疑・意見等>

- ・ 特になし。

(2) 区民意識調査の結果（資料 3）

- ・ 事務局より、区民意識調査のクロス集計結果の概要について説明した。

<質疑・意見等>

- ・ 特になし。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成と活用（資料 4）

- ・ 事務局より、避難行動要支援者名簿の作成や活用に関する現状と課題について説明した。

<質疑・意見等>

委 員 長：名簿の自動登録要件には該当せず、希望による登録要件に該当する住民の中にも、支援が必要な住民がいて、そのうち実際に希望して登録している住民の割合は不明だということ。支援が必要な全ての住民が手を挙げて登録しているということではない、という事実がある。

事 務 局：加えて、希望による登録要件に該当しなくとも、支援が必要な住民が存在する可能性を考えている。

委 員 長：孤立者対策としての、民生委員による定期訪問は、民生委員一人あたり何人ぐらいの住民を担当しているのか。

委 員：一人暮らし高齢者に対する民生委員の定期訪問は、利用者が意外と少ないため、民生委員によっては誰の担当もしていない場合や、多くて3～4人程度だと認識している。定期訪問を受けている高齢者というのは、自ら希望された方のみなので、300人いるかいないかという程度だと記憶している。

委 員 長：希望していない高齢者を含めると、民生委員一人あたりはどれくらいになるか。

委 員：一人暮らし高齢者はおそらく3～4万人程度いる。民生委員は300人程度。

委 員 長：数字上では、民生委員一人あたり100人以上の一人暮らし高齢者を担当している。

委 員：1点目、北区には190ほどの町会・自治会があるが、名簿の提供を希望していない町会はどのくらいあるのか。

2点目、地震時は安否確認のために名簿を活用することとなっているが、水害時は発生前からの対応が必要で、地震時とは負担の大きさも異なる。こういったことを町会・自治会に十二分に説明しないと、名簿の活用は浸透しないと思う。

委 員：名簿を受け取っていない町会・自治会は約3割。

水害時は高台避難が必要になり、マンパワーが必要になるが、事前の準備もできるため、

現在検討している支援計画の内容も踏まえて、諸々検討したい。

委員長：現状、希望して名簿登録している方は、地震を想定して手を挙げているのか。

委員：そうではないかと思っている。

委員長：水害時には遠くへの避難が必要になる。100mなら歩けるが、1kmといった遠くへの移動は困難な場合、水害避難を考えると手を挙げる必要があるが、地震を想定すると手を挙げない、ということが課題としてあるかもしれない。

委員：区指定の要件による自動登録と、希望による登録のおおよその人数を教えてください。

委員：直近の5月1日現在の人数で回答する。

区指定の要件により登録されているのは9,354人、希望者の方は1,817人、合計で11,171人となっている。そのうち、平常時名簿の提供に同意をしている方は、5,018人となっている。

委員長：全登録者の半数程度が、平常時名簿の提供に同意しているということ。仮に平常時の名簿を100名分くらい持っているとすると、発災時にさらに100人の名簿が渡されるというような構造になっている。

委員：実際に訪問している60代のALS患者は、河川の近くに居住しているが、手上げによる名簿登録をしていないよう思う。難病医療費受給者など、希望登録の対象者に対して、どのような周知をしているか。また、希望登録の要件に該当する人数に対して、実際に希望登録をしている1,817人はどのくらいの割合なのか。

委員：周知の方法は、ホームページ、北区ニュースなどの広報媒体を活用している。その他、高齢者あんしんセンターが訪問する際の案内などにより広報していると認識しているが、その他細かいところまでは把握していない。また、1,817人がどのくらいの割合になるか、把握していない。

委員長：おそらく相当少ないとと思う。名簿に載せきれていない住民が、人的被害につながる可能性が非常に大きいというご指摘だったと思う。これは課題として支援計画に記載しておくと良い。

委員長：名簿を行政が作成するのは結構なことだが、平常時および災害時の活用として国が何を期待しているのかというと、地域で対応することを期待していると理解すればよいのか。基本的に国は机上で議論をしており、地域に頼めば何とかなると考えているのかもしれない。むしろ、現場側はそれをどう受け止めて、どこまでなら実行できるのか、逆に国にフィードバックする必要があるのではないか。

今回の議論を通じて、北区としての名簿の意義を考える必要がある。現状は、取りこぼしがあり、平常時には半分ほどの登録者しか知らないような状況の中で運用していくことになっている。次のステップとして、北区は何を目指して名簿を活用するのか、そのあたりから意見はありませんか。

副委員長：なぜ東日本大震災後に、法改正をして名簿作成を義務としたか、というところがポイントになる。東日本大震災の頃、かつての寝たきり老人世帯表がなくなり、どこにどのような要支援者が住んでいるかわからない状況だった。実際に東松山市でボランティア活動をした際は、家の破損状況、避難状況、犠牲者の状況など、ローラー作戦で調べるしかなかった。大災害の後は生活再建も大変であるため、名簿の役割としては、避難させることから生活再建支援にもつなげるイメージを持ち、住民にも理解いただく必要があるのではないか。このままでは、名簿を作ることが目的になって、十分に活用できないという懸念を、支援計画の冒頭に記載いただきたい。

委員：地震時は近くの小中学校へ避難するため、名簿登録者の避難先は比較的つかみやすい。しかし、水害時の高台避難では、どこの小中学校に避難しても良いということになっているため、水害時には避難状況の把握が困難。水害時の名簿の活用方法は考えていただく必要がある。

委員長：地震時とは異なる水害時の活用について、非常にわかりにくいため、整理が必要ですね。少なくとも、地震時に期待する地域の役割と、水害時に期待する地域の役割は異なると思

うので、整理する必要がある。

- 委 員：毎年更新された名簿が高齢者あんしんセンターに届いているが、入れ替え作業をするのみで、内容の把握まではできていない。担当者をつけないと業務の中で把握するのは難しいかと思っている。
2～3年前に、ケアマネジャーと一緒に要支援者の自宅を訪問して、個別避難計画を作成した。その際、訪問先では「このような計画書があるということは、災害時には助けてくれるんですよね」という声を多く頂いた。これを受けて、個別避難計画や名簿の活用について北区に問い合わせたが、現時点では未定との回答を受けたため、必ずしも救助できるということではない旨を伝えなければならず、歯がゆかった。2～3年経っているので、亡くなった方、新たに要介護認定された方、いろいろあると思うが、高齢者あんしんセンターとして実際に計画を作成してみて、結局何につながるのだろうと思った記憶がある。
- 委 員：平成30年から、名簿登録者のうち、要介護の3から5を対象に、個別避難計画の作成に着手していただいた。作成委託数1,931件に対し、着手件数は1,760件で、そのうち作成件数は964件。死亡や施設入所等で返却があったものが796件。
この当時の個別避難計画では、避難支援実施者が未記載になっているという課題がある。また、ここ数年は新型コロナウイルスの影響のため、作成が進んでいない状況である。

(4) 個別避難計画の作成と活用（資料5）

- 事務局より、個別避難計画の作成や活用に関する現状と課題について説明した。

＜質疑・意見等＞

- 委 員：1点目は、支援計画を作成してから、どのように支援団体等の関係者に周知して個別避難計画作成に取り掛かるか、ということが重要な点だと思っているので、それを意識した議論ができればと思った。
2点目は、計画作成者をどのように決めるかということ。
3点目は、声掛け支援、避難準備支援、同行支援とあるが、これら3つの役割を誰がどのように実施するか、スムーズに実施されているか、とりまとめる役割が必要ではないかということ。
4点目は、要介護度は最も更新頻度が高い要件であり、名簿登録要件の要介護度3～5に該当していたが、1に更新された場合、支援が中断するわけではないと思うので、柔軟に支援を継続できるように検討いただければと思う。
- 事 務 局：支援計画の説明や研修については、支援計画策定後、協力体制をとりながら説明会等を実施し、それを踏まえてから来年度から個別避難計画策定に着手していきたいと考えている。
計画作成者の決定について、資料5別紙1の裏面に記載している役割分担を基本として、まずは行政を中心として優先度Aの方から着手することを考えている。
資料5別紙1に手順10として追加した計画の更新等の部分に該当するかと思うが、要介護度の状況に応じて見直しができるスキームを検討したい。
- 委 員：資料5別紙2のNo.10に、優先度C、Dの方とマイ・タイムラインを作成することが地域の役割と記載されているので、町会・自治会が支援対象とするのは優先度C、Dの方という理解で良いか。
そうなると、堀船二丁目町会で提供されている名簿の登録者23名のうち、7～8名はよく顔を合わせる方で、寝たきりが1～2名、あとは車いすの方、となっており町会・自治会の支援対象者はかなり絞られるよう思う。
昨年末に北区のマイ・タイムラインの研修を受けた。現在、併せてコミュニティ・タイムラインを取り入れることを考えている。その対象者が優先度C、Dの方、ということで良いのか。
- 事 務 局：自力で歩けるような方についての支援は、町会・自治会にも協力いただきたいと考えている。本検討会は自力で避難できない方への支援に関するものだが、元気な方も含めてコミュニティ・タイムラインとして地域の行動を考えていただけると、より多くの住民の避難の指針になると考えられる。

- 委員長：そうではなく、町会・自治会が計画作成を担当する対象者が優先度C、Dの人たちなのであって、実際の避難支援については、車いすの方の支援を町会・自治会がお願いされる可能性があるのではないか。計画作成と避難支援は別と考えたほうが良い。
- 事務局：資料5別紙1の役割分担は、計画作成の役割分担である。避難支援の役割分担は、資料8の28ページに、優先度ごと支援項目と想定される担当者が記載されている。
- 委員長：これを見ると、町会・自治会は、特別な医療的ケアが必要な方などを除き、避難支援をお願いされる可能性がある。
- 委員長：資料5別紙5は個人カルテとのことで、これが全て埋まれば避難支援が可能かという視点で意見はあるか。これは前回委員会時点と同じ内容か。
- 事務局：6ページの項目以外は前回と同様である。
- 委員：資料5別紙5の6ページで修正された箇所に関して、災害時の計画に沿った進捗の取りまとめ役、サポート役のような想定も必要だと考える。
また、資料8の28ページで、相談支援専門員が優先度A1やA2の同行支援までできるかというと、実際にどこまで関わることができるか議論が必要だと思う。
- 委員：個別避難計画作成に協力する福祉専門職員等に対する予算はつけていただきたい。
資料5別紙3、台風第19号時の北区の行動として、避難勧告が22時台で雨も降っている状態のため、避難を躊躇する方はたくさんいたと思う。できれば、昼間でまだ雨もそれほど降っていない段階で情報を出さないと、避難所への避難は難しいと感じた。
- 事務局：個別避難計画作成にあたって、必要な予算は確保していきたい。
- 委員：資料5別紙5、個人カルテはかなりの個人情報が記載されることになるが、避難情報が発令された後にこれらの情報はどのように活用されるイメージか。私たちは、名簿情報と一部の社会的孤立者の情報を所持しており、パソコンは水害時には使えないかも知れないでの、持って逃げられるよう紙面に印刷して、鍵付きの場所に保管している。
- 事務局：個別避難計画の情報の取り扱いについては、資料8の19ページに示すとおり、今後検討が必要な課題として認識している。
- 委員長：実効性を高めるため、望ましいのはどのような状態か。
- 委員：携帯も使えないような状況を想定したときに、紙でアナログ的に渡すことも困難だろうし、想像がついていない。
- 副委員長：要配慮者利用施設等でよく見られるのは、1枚のシートにして、それだけ持つていれば避難誘導できるような形にしておくこと。カルテを作つてから、避難に必要な情報を名簿にフィードバックして、避難時に使える一覧表のようなイメージの検討が必要かと思ったが、あくまで個人的な意見である。
- 事務局：区としては、明るいうちに避難していただけるように情報伝達をしていきたいと考えている。水害が発生する前であれば、システムによる管理体制と活用も考えられると思っている。
- 委員長：個人情報保護については高いハードルがあり、いい加減に取り扱うわけにもいかないため、デジタルで支援者側が必要と思ったときに見られる環境作りを、国にリクエストしておくことが必要かもしれない。
- 委員：民生委員は、自分の担当区域の名簿は受領しているが、他の地域の情報は持っていない。
担当区域を超えて民生委員同士で情報を共有して良いのかどうかもわからない。道一本隔てたところに要支援者がいたとして、民生委員同士で情報共有をして対応して良いのかといったところも不明確なため、どう動いたら良いかわからない。
- 委員長：そこの線引きをしっかりしない状況で、全員が消極的な判断をすると、誰にも情報共有がされずに、取りこぼしが多く出てしまう可能性があるということですね。取りこぼしをゼロにするため、区でルールを検討するといいと思いますが、現在のルールがあれれば教えてください。
- 委員：高齢者あんしんセンターで個別避難計画を作成していたときに、要支援者自身の手元に計画が残らず、高齢者あんしんセンターから区に計画を提出しただけで、災害時にどのように使うのだろうかと思っていた。高齢福祉課では、冷蔵庫に保管できる緊急医療情報キット

トを配布しており、そこに個別避難計画の控えを入れておくことで、要支援者宅にいければ計画の内容を確認できる状態になると思った。とにかく、要支援者自身の手元に控えも残らないのはおかしいと思っている。

委員長：非常にアナログではあるが優れた方法のように思った。とりあえず要支援者宅に支援に向かい、冷蔵庫をみれば計画を確認できるということですね。ただ、現状は良い方法があるわけではないということで、検討していかないと、労力をかけて計画を作成しただけで絵に描いた餅になりそうだ。

D X の時代なのでデジタル化を進めるということは十二分に考えられる。割符という、1枚の印を半分に分けて片方ずつ持っておき、二人合わせれば内容がわかるという昔の技術があるが、これをデジタル的に実施するということを思いついた。しかし、実際に使えるかどうか検証はしていない。

副委員長：個人カルテの5ページに、どこにどうやって避難するか記載する箇所があるので、これは本人の手元に残しておくことが非常に重要である。

副委員長：先程の話で、道一本隔てて名簿等の情報共有ができない、しかし同じ道路を使って避難する、といった状況が発生する可能性がある。行政と福祉関係者で要支援者を送迎するときに、標準的な避難ルートが町会ごとに2、3本ずつ設定されていると、2つの町会で同じルートを使う、混んでいたら違うルートを使うなど、自分たちがどうやって避難するかイメージができる。住民は自ら避難先や避難方法等の情報を把握すべきで、もし計画が手元になくとも、頭に避難先を思い浮かべることができるということが大事だと思う。

委員：個人カルテ作成は関係者を呼んで実施して、避難支援の内容等を決めるイメージか。訪問看護ステーションに協力依頼がある場合は、どのような形で伝わってくるか。

事務局：特に優先度Aに該当するような方は、複数の支援者が関わる必要があると思うので、地域調整会議等を通じて支援内容と実施者を整理することを想定している。

委員：訪問看護ステーションが全ての会議や聞き取り調査に参加するのか、聞き取り調査実施後に訪問看護ステーションに支援の依頼がくるのか。

事務局：要支援者の状況次第で、どの段階で関わっていただくことになるかが変わるとと思うので、一律に順番を示すことは難しいと考える。要支援者の状況によっては、訪問看護ステーションの職員にも会議に参加いただく可能性は非常に高い。

委員長：優先度Aの方の自宅に行政職員が訪問して面談した際に、医療器具がたくさんあり、専門的な知識が必要だと判断したら訪問看護ステーションにお願いする。このような流れではないか。

事務局：最初に行政だけで動くか、最初から一緒に動くのかという違いはあると思うが、行政だけでは医療的な判断は難しいケースがあると思う。

委員長：行政での判断は大半が難しいと思うので、訪問看護ステーションにお願いして、計画の記載項目を判断してもらう流れだろう。それを踏まえて、地域の中で支援者の調整を図っていくイメージだと思う。計画作成と支援者の決定の部分のイメージのリアリティを高めると、地域の方も具体的なイメージが湧きやすいと思う。

委員長：要支援者一人に対して、計画作成の担当者は一人なのか、作成に関わる人は複数人いるのか。

併せて、避難支援者は一人もしくは一主体なのか。それとも優先順位があって、第一候補、第二候補、第三候補がいるのか。

事務局：避難支援者は複数いるかと思うが、計画作成者は担当を決めてその方に担っていただくことが良いかと考える。

（5）避難確保計画の作成方針（資料6）

- 事務局より、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成方針について説明を行った。

＜質疑・意見等＞

委員長：資料6の1ページに、計画作成済み施設が75%とある。最近の国のやり方として、数値目標を立てて達成状況を示しているが、作成すればいいというものではないと思う。作成

された計画が適切なものかという評価をどこかでする必要がある。それを支援計画のどこかに入れておいてほしいと強く思う。

委員長：避難タイミングは施設ごとに個別性があるはず。少人数のところと、大人数抱えていて避難に時間がかかるところでは、同じタイミングにはならない。個別性に配慮したタイミングというのも検討が必要ということで、こういった今後検討していくべき事項を頭出した資料作りにしたほうがよい。

委員：資料6の議論となっている事項が、資料8の中では赤字で示されている。7月の検討委員会では赤字を取れる状態にするのか、7月まで議論してからパブリックコメントに出せる形にして何かしらの確認をするのか、どのような進め方か。

事務局：今回は資料8を素案として示しているが、次回は案として示して、その案をもってパブリックコメントにかける予定。

委員：赤い文字や四角囲みの部分が、7月の検討委員会では成文化されるということか。

事務局：課題をどこまでクリアにできるか、というところはあるが、現在記載できていないところも含めて、ある程度のものを案として示したい。

委員長：相当タイトになっている。現状決めきれていない部分や、検討が必要だが検討しきれていない部分は、きちんと支援計画に記載しておく。記載しておかないと、できた気分になってしまふため、今後解消すべき課題は明確にしておくことが大事だと思う。

副委員長：避難方針②の記載によると、屋内安全確保ができるのであれば、水平避難でない避難も一部認め得るとなっている。しかし、避難方針③立退き避難の記載を見ると、浸水継続時間7日以上等に立地する施設は必ず立退き避難、となっている。これはどちらが優先されるのか確認したい。北区のハザードマップを見ると、50cm以上の浸水が2週間以上継続する地域がほとんどとなっている。つまり、平地にある施設は、屋内安全確保が可能だとしても、立退き避難が原則ということか。そこがきちんと示されないと、各施設が混乱すると思うので、しっかり調整することが望ましい。

また、避難確保計画の作成は大事ですが、併せて訓練の実施も各施設へ推奨していただきたい。熊本県の千寿園は、避難確保計画作成済み、訓練も実施していたが、14名亡くなっているため、それを勘案すると訓練の実施についても支援計画に記載する必要がある。

事務局：避難方針について、浸水継続時間が7日以上の施設については、立退き避難をお願いしたいと考えている。

委員長：国で議論するときは、それぞれの地域の特性は考慮しておらず、標準的な考え方として整理している。おそらく、7日以上と決めたのは、7日以上も滞在したら食料も水も尽きて生きていけないから立退き避難したほうがいい、では7日に設定しよう、といったように決めている。そのときの前提としては、立退き避難先として多くの福祉避難所があるという想定で、おそらく議論をしている。北区では、浸水継続時間が7日以上の施設が全て立退き避難をした場合、福祉避難所は400人以上不足するという状況で、国が考えているスタンダードを北区に適用することに違和感を覚える。福祉避難所の定員内に収まるよう一部の施設は残って、水や食料が尽きる頃には物資を支援するといったほうが現実的なようにも思える。

事務局：施設が立退き避難をした際に、福祉避難所の受け入れ可能人数が足りていているのか把握していないかったため、まずは把握することとした。我々がこのような数字を把握できたのがつい最近のこと。不足の状況を認識できたため、再度内部で検討させていただきたい。

委員長：一般的に施設に入所している方は、一人暮らししている方より大変な状況なのか、そうでないのか。

副委員長：状況によりけりだと思う。

（6）福祉避難所の考え方（資料7）

- ・ 事務局より、福祉避難所の考え方について説明を行った。

＜質疑・意見等＞

- 委員長：特別支援学校の環境は、要介護の高齢者等が快適に過ごせるような環境なのか。
- 事務局：特別に過ごしやすい環境ではないと思う。
- 委員長：場合によっては記載されている 125 人というのも、削らざるを得ない可能性があるということですね。
- 委員長：支援が必要な人の中で、普通の避難所でも大丈夫だという人もいるような気がするが、それは大体このぐらいという感覚はあるか。
- 事務局：資料 5 別紙 4 に示している、高台避難所への避難意向があると想定している 1,229 人のうち C1、C2 の方は、もしかすると一般の避難所で過ごすことができる可能性も考えられる。1,299 人のうち A、B の方は 690 人。
- 委員長：半分程度が普通の避難所に避難し、半分程度が福祉避難所に行くことにすると、この不足分は解消する。
- 要配慮者利用施設の入所者が避難する福祉避難所と、入所していない要支援者が避難する福祉避難所は重なっていないという理解で良いか。要支援者の避難先として(4)で示されている福祉避難所は特別支援学校。入所者の避難先として(4)で示されている福祉避難所はふれあい館なので、重なっていないですね。
- この場合、不足分は計 600 人程度。避難先がないのに立退き避難といつてもしょうがないので、うまくやりくりすることが必要である。普通の避難所でも大丈夫な方がいるのであれば、残るより高台に移動したほうが良いので、検討をお願いしたい。
- 委員：1 点目は、避難所と福祉避難所の違いについて、今後研修等の中でわかりやすく示す必要があると感じる。
- 2 点目は、多くの要支援者が個別避難計画を作成した場合、紙媒体では避難先の集約ができない。IT 化の中で、誰がどこへの避難を希望しているという情報が数字で把握できるとよい。併せて、避難先の定員や施設の確保など、受け皿の確保が必要だと思った。
- 副委員長：福祉避難所の人数調整を考える必要がある。同行者が 1 名ではない状況、心身状態が落ちて安否確認が取れた方は普通の避難所へ移動していただくことで空きができる状況など、何らかの形で計画上の数値を落とし込む必要がある。実際、運用上は一晩あければ状況が変わって来ると思うので、緊急的にその一晩をどう過ごすかというところにフォーカスして数字を収める形で検討いただければと思う。
- 委員長：まだ避難手段の検討ができていない。今後の課題として残すか、次回までに検討を進めるか。例えば、車いす使用者を地域で支援しようと思ったときに、避難所まで連れて行くことは可能か。
- 委員：大体、車いす使用者の家族は車を持っていて、自分たちで高台避難をすると言っている。家族で避難できるのであれば、それでいいということで話をしている。我々の周囲にも車いす使用者が何人かいるが、家族と同居していて車も持っている。
- 委員長：車いす使用者で一人暮らしという方は稀で、普通の乗用車があればおそらく避難できるだろうという見込みで問題ないか。
- 事務局：資料 8 の 19 ページ、移動支援の考え方については今後の課題として示している。タクシー等の手配が必要なケースがあるだろうと思っている。
- 委員長：寝たきりで在宅の要支援者はタクシーでは厳しいと思われるため、その人数のボリューム感がわかれれば現実的な方法も検討できそう。

4. その他

- 事務局より、今後のスケジュールについて説明した。

＜質疑・意見等＞

- 委員長：1 ヶ月後の検討委員会で、パブリックコメントに出せる支援計画案になるか、やや不安。北区として今後の方針を立てて、その先の展開まで教えていただければと思う。

5. 閉会

- ・ 事務局にて、本日あがった意見以外にも、資料 10 の様式で意見を受け付ける。
- ・ 事務局にて、閉会の挨拶を行った。

支援計画（案）の確認ポイント

レジュメの議題に沿って、資料4 支援計画（案）においてご確認いただきたいポイントを以下に示します。

1. 支援計画の基本的な考え方

- ① 支援計画の適用範囲・・・支援計画 P.3 「1.2. 支援計画の位置づけ」
- 支援計画は、平常時～発災～避難情報の解除までを適用範囲とする。
 - 広域に甚大な浸水被害等が生じた場合を想定した、復旧・復興フェーズにおける要支援者支援については、今後の課題だと認識する。（支援計画 P.48）

2. 避難行動要支援者名簿の作成と活用

- ② 名簿登録要件の課題・・・支援計画 P.11 「(2)名簿の登録要件」
- 登録要件外の要支援者、希望登録をしていない要支援者、社会的に孤立している要支援者などが、名簿登録されていない可能性がある。
 - 今後の課題としては、登録要件の見直しや、周囲の人からの声かけ等により登録が促進される運用の検討が必要。

3. 個別避難計画の作成と活用

- ③ 個別避難計画作成の対象者・・・支援計画 P.20 「(1)個別避難計画作成の対象」
- 本支援計画における個別避難計画作成の対象者について記載している。
- ④ 計画作成担当者・・・支援計画 P.21 「③優先度ごとの個別避難計画作成担当者」
- 想定される計画作成担当者について記載している。
- ⑤ 個別避難計画作成の方法・・・支援計画 P.22～23 「(3)個別避難計画の作成方法」
- 計画作成担当者の優先順位等を記載している。
 - フローにおける個別避難計画作成シート作成（手順 5～7）の方法を記載している。
- ⑥ 避難支援者の設定の考え方・・・支援計画 P.24 「②避難支援者の設定の考え方」
- 避難支援者をどのように設定するか、基本的な考え方を記載している。
- ⑦ 避難行動のタイミング・・・資料 5（支援計画 P.24～25）
- 避難情報の発令タイミングの目安や、だれがどのような行動をとるか、北区避難支援タイムラインとして整理している。

⑧ 移動支援の考え方・・・資料6（支援計画P.26）

- 移動手段の確保について、現状のリソースと必要数などの検討を行った。

⑨ 避難先の考え方・・・支援計画P.26～27「⑤避難先の考え方」

- 避難先をどのように設定するか、基本的な考え方を記載している。

⑩ 個別避難計画の更新・・・支援計画P.27「(5)個別避難計画の更新」

- 個別避難計画の更新について、基本的な考え方を記載している。

⑪ 個別避難計画の提供と活用・・・支援計画P.27「3.2.個別避難計画の活用」

- 作成した個別避難計画の提供先を記載している。前回委員会で話題に上がったが、要支援者自身や、支援者も保有することを明示している。
- 計画の活用場面を記載している。

4. 避難確保計画の作成と活用

⑫ 要配慮者利用施設の避難方針・・・支援計画P.32～34「(3)防災体制について～」

- 水害のおそれ段階で施設がとるべき防災体制、避難の考え方、必要な整備などについて記載している。
- 特に、立退き避難と屋内安全確保の記載がポイントとなる。

⑬ 避難確保計画の実効性向上・・・支援計画P.36～37「4.2.避難確保計画の実効性向上」

- 避難確保計画に基づく避難訓練の実施は、施設管理者の義務である旨の記載とともに、施設でできる訓練内容を紹介している。
- 作成された避難確保計画の内容の精査について、区は助言や勧告ができる旨について記載している。区が助言・勧告できる体制を整えることは、今後の課題と認識する。

5. 避難所における避難支援

⑭ 福祉避難所への避難方法・・・支援計画P.41「(3)福祉避難所への避難方法」、資料7

- スクリーニングせずに、個別避難計画で調整した福祉避難所へ直接避難する旨を記載している。
- エリアごとの福祉避難所への避難イメージを整理している。

6. 自助・共助・公助それぞれの避難支援

- ⑯ 共助の支援内容・・・支援計画 P.44~45 「(2)共助として避難支援等関係者や…」
- 共助ができる避難支援の内容について記載している。
 - 前回委員会まで示していた声掛け、避難準備、移動同行の支援に加えて、避難先における支援も考えられるため、追記した。
 - 支援項目と役割分担についても見直し、優先度 A の方の移動支援を担当する可能性がある支援者を増やしました。また、情報の取りまとめができる機関を示しました。

【参考】避難先での介護サービスについて（厚生労働省）

被災された高齢者の皆様へ

避難先などでも

必要な介護保険サービスの利用が可能です

被災された高齢者の皆様に、必要な介護保険サービスを提供するため、利用料の減免や避難先でもサービスの利用を可能とするなど、多くの対応が行われています。

このたび、被災された方の避難先などでの介護サービスの利用方法について、一問一答形式で取りまとめましたので、ご参考にしてください。

Q1. 介護サービス利用時には、どこに相談するのでしょうか？

A 市区町村の介護保険担当窓口や地域包括支援センターにご相談いただき、ケアマネジャーの紹介や、介護サービスの利用についてのアドバイスを受けてください。

Q2. 避難所にもホームヘルパーに来てもらえますか？

A 避難所でも、ご自宅同様にホームヘルプを受けることは可能です。また、避難先のお宅や旅館・ホテルでも同様です。

Q3. 避難所にいてもデイサービスを利用できますか？

A 避難所からでも、デイサービスを利用することは可能です。また、避難先のお宅や旅館・ホテルからでも利用できます。

Q4. 被保険者証が見つかりません。

A 被保険者証をなくした、ご自宅にあるが取りに戻れないなどにより、お手元に被保険者証がない場合でも、氏名・住所・生年月日を介護事業者にお伝えいただければ、介護サービスが利用できます。

Q5. 被災により介護が必要になりました。要介護認定を受けているのですが、どうすればよいのですか。

A できるだけ早く介護認定の申請を行ってください。なお、要介護認定の申請前に受けたサービスについても、特別的に介護サービスとして利用が可能となる場合があります。また、要介護認定の有効期限を過ぎてしまっても、引き続きサービスが利用できます。詳しくは、市区町村の介護保険担当窓口にご相談ください。

Q6. 被災したため、利用料の支払いが難しいのですが。

A 被災により財産に著しい損害を受けた方などについては、介護保険サービスの利用者負担を支払う必要はありません。詳しくは、市区町村の介護保険担当窓口にご相談ください。

Q7. 被災地から他の市区町村に避難しました。介護サービスを利用できますか。

A 住民票の異動を行わなくても、避難先の避難所あるいはご家族のお宅などで、ホームヘルプなどの介護サービス利用ができます。まずは避難先の市区町村や地域包括支援センターにご相談ください。

Q8. 使っていた杖や車いすがなくなってしまいました。

A 杖や車いすをなくされた方は、もう一度レンタルをすることができますので、お早めにケアマネジャーや福祉用具レンタル業者にご相談ください。

生活機能の低下に注意しましょう！

避難所での生活は動き回ることが不自由になります。このように生活が不活発な状態が続くと、生活機能が低下することがあります。避難所で生活している方は、できるだけ次のポイントに気をつけて、生活機能の低下の予防をここにかけてください。

- 毎日の生活の中で活動に動くようにしましょう
- 動きやすいよう身の回りを片付けておきましょう
- 歩きにくくなってしまった杖などで工夫をしましょう
- 避難所でも楽しみや役割をもちましょう

厚生労働省

北区 大規模水害避難行動支援計画 (案)



赤字部分：今回（第5回検討委員会）で主に確認／意見を頂戴したい部分
青字部分：今後さらに検討を進め、次回（第6回検討委員会）に
確認／意見を頂戴したい部分

令和●年●月

北 区

目 次

1.はじめに	1
1.1. 北区大規模水害避難行動支援計画の目的	1
1.2. 支援計画の位置づけ	2
1.3. 北区の基本的な避難行動の在り方	4
1.4. 対象者の範囲	7
(1) 避難行動要支援者の範囲	7
(2) 避難支援等関係者の範囲	8
(3) 避難支援等実施者の範囲	8
1.5. 支援計画を活用した避難行動要支援者等の支援	9
2.避難行動要支援者名簿の作成と活用	10
2.1. 避難行動要支援者名簿の作成	10
(1) 名簿の種類	10
(2) 名簿の登録要件	11
(3) 名簿の記載事項	12
(4) 名簿の更新	12
(5) 名簿の適正な管理	12
2.2. 避難行動要支援者名簿の活用	13
(1) 名簿の使用目的	13
(2) 平常時における名簿の提供と活用	13
(3) 災害時における名簿の提供と活用	14
2.3. 名簿の作成と活用に係る取組み	15
2.4. 今後の課題	16
3.個別避難計画の作成と活用	17
3.1. 個別避難計画の作成	20
(1) 個別避難計画作成の対象	20
(2) 個別避難計画作成の優先度	20
(3) 個別避難計画の作成方法	22
(4) 個別避難計画の記載事項と考え方	23
(5) 個別避難計画の更新	27
(6) 個別避難計画の適正な管理	27
3.2. 個別避難計画の活用	29
(1) 個別避難計画の提供	29
(2) 個別避難計画の活用	29
3.3. 今後の課題	30

4. 避難確保計画の作成と活用	31
4. 1. 避難確保計画の作成.....	31
(1) 避難確保計画作成の対象要配慮者利用施設	31
(2) 避難確保計画のひな形	31
(3) 防災体制について	32
(4) 避難誘導について	32
(5) 施設の整備について	34
(6) 計画の提出	35
4. 2. 避難確保計画の実効性向上.....	36
(1) 避難訓練による実効性向上	36
(2) 計画内容の精査	37
4. 3. 今後の課題.....	38
5. 避難所における避難支援.....	39
5. 1. 水害に対応した避難所の設置.....	39
(1) 大規模水害時に開設される避難所	39
(2) 要支援者を受け入れる際の配慮	39
5. 2. 福祉避難所等の設置.....	41
(1) 要配慮者の避難先	41
(2) 福祉避難所への避難方法	41
5. 3. 今後の課題.....	42
6. 自助・共助・公助それぞれの避難支援.....	43
6. 1. 避難支援の基本的な考え方.....	43
(1) 自助として区民ができること	43
(2) 共助として避難支援等関係者や避難支援等実施者ができること	44
(3) 公助として行政ができること	45
(4) 避難支援等関係者等の安全確保の措置	45
6. 2. 避難行動要支援者等への情報伝達.....	46
(1) 水害発生時の避難情報	46
(2) 避難行動要支援者への情報伝達	46
7. さらなる避難支援の取組み	47
(1) 個別避難計画に基づいた訓練の実施	47
(2) 避難支援行動を踏まえたコミュニティタイムラインの作成	47
(3) 復旧・復興期における要支援者の支援	47

1. はじめに

1. 1. 北区大規模水害避難行動支援計画の目的

平成 23 年の東日本大震災では、犠牲者の多くが高齢者や障害者等であった。一方で、消防職員・消防団員や民生委員などの支援者においても多数の犠牲が生じた。これらの教訓を踏まえ、平成 25 年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成が区市町村の義務となっている。

また、近年の令和元年台風第 19 号や令和 2 年 7 月豪雨においても、多くの高齢者や障害者が犠牲となったことを受けて、令和 3 年 5 月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者ごとの個別避難計画作成が区市町村の努力義務となっている。

北区においては、避難行動要支援者名簿の整備をはじめ、近年全国で多発している水害被害を鑑み、「大規模水害を想定した避難行動の基本方針」（令和 3 年 5 月）（以下、基本方針）を公表した。これは、北区で起こりうる災害や避難行動時のルールについて区民と行政で共通認識を図るものである。また、北区住民を身体の特徴や状態により区分し、それぞれのグループごとの課題や避難行動及び行政の支援方法の方向性を定めている。

基本方針を踏まえ、この「北区大規模水害避難行動支援計画」（以下、支援計画）では、自力での避難が困難であり、避難時に何らかの課題がある住民に対して、必要となる支援等を整理し、住民全員が逃げ遅れない「誰ひとり取り残されない避難」を目指すことを目的とする。

1.2. 支援計画の位置づけ

支援計画は、災害対策基本法、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改訂、内閣府（防災担当））及び北区地域防災計画に基づき、避難行動要支援者の避難支援に係る関係者や支援方針についての考え方を整理したものである。

また、災害時の避難支援をより実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成と併せて、避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための計画（以下、個別避難計画）の作成を進める必要がある。

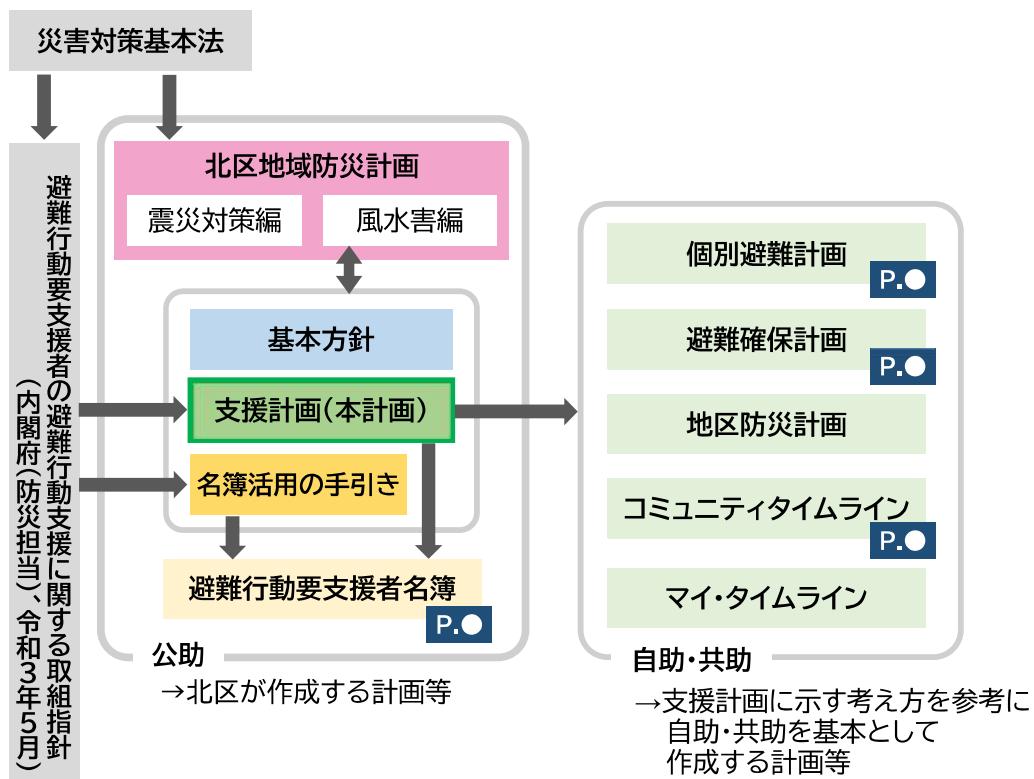


図 1 支援計画および要支援者の関連計画等の位置づけ

なお、支援計画は、平常時から大規模水害発生後数日～数週間（避難指示、高齢者等避難の解除までの期間）を適用範囲とする。

一般的に、大規模水害は出水期（6月～10月頃）に発生しやすいことが想定される。そのため、出水期ではない平常時に、水害への備えをしておくことが大変重要である。



図 2 支援計画の適用範囲

1.3. 北区の基本的な避難行動の在り方

基本方針においては、区民に向けて「避難の心得五か条」と「北区からの宣言」を示している。

「大規模水害時の避難行動の基本方針」 ～避難の心得五か条～

1. 自立して避難しましょう。
2. 災害を知りましょう。
3. 自宅にとどまらず、
できるだけ遠くの高台に逃げましょう。
4. 本当に必要な人のために、車避難は避けましょう。
5. 誰ひとり取り残されないようにするために、
周囲の人に手を差し伸べましょう、
差し伸べてもらえるようにしましょう。

北区からの宣言

北区は全庁をあげて支援を行います。

「避難の心得五か条」の概要は、下記の通りである。

基本方針1. 自立して避難しましょう。

- ①水害が起きたときに自分自身がとるべき行動を整理した計画表を事前に作りましょう。計画表を作るときは、自分の家族や身近にいる頼れる人と一緒に考えることが大切です。
- ②自分の家族構成や家族の心身の状態、生活環境は自分がいちばんよく知っているはずです。自分や家族を安全に避難させるための、「自分自身の逃げ方」を考えましょう。また、ペットの避難についても考えておきましょう。
- ③いつ避難すべきかを判断するための情報を入手する手段を知りましょう。

基本方針2. 災害を知りましょう

- ①想定できる最大の災害を考えて避難行動を計画しましょう。
- ②荒川が氾濫する可能性が高まるのはどういったときなのか知りましょう。
- ③台風が発生・接近してから荒川が氾濫してしまうまでの間にどのような被害が起きそうなのか、どの地域に逃げれば安全なのかを把握しましょう。

基本方針3. 自宅にとどまらず、できるだけ遠くの高台へと逃げましょう。

- ①浸水のおそれのある低地にいる場合は、自宅にとどまらず、できるだけ遠くの高台へと避難してください。親族宅や知人宅など、自分で避難先を探す必要があります。
- ②マンションなどの上階への避難は危険です。高台へと移動する時間的な余裕がないとき以外は行わないようにしましょう。
- ③避難情報は、高齢者や要配慮者などの避難に時間がかかる区民を考慮して、早めに発令します。

基本方針4. 本当に必要な人のために、車避難は避けましょう。

- ①水害による避難者の中には、徒歩での移動が困難で、自動車がないと避難できない人がいます。自動車が本当に必要な人のために、健康な方は、できるかぎり徒歩での避難をお願いします。
- ②多くの区民が一斉に自動車で避難すると、狭い道路や橋で交通渋滞が起こり、逃げ切れない人が出てくる可能性があります。
- ③高台まで避難できたとしても、駐車できるスペースには限りがあります。自動車を使用して避難する場合は、避難準備情報の発令よりも前に移動を開始し、できるだけ区外に避難してください。

基本方針 5. 誰ひとり取り残されないようにするために、周囲の人に手を差し伸べましょう、差し伸べてもらえるようにしましょう。

- ①浸水が想定される地域に、誰ひとり取り残されないようにするために第一歩として、まずは自力や家族の手助けだけでは避難することが難しい人がいることを知りましょう。
- ②自力で避難することができる人は、自主的に広域へと避難しましょう。そのとき、周りに避難できずに困っている人がいないかを気遣い、可能な限り避難に協力しましょう。
また、自力での避難が困難な人は、いざというときに助け合えるように、日頃から隣近所とのコミュニケーションを取っておきましょう。

1.4. 対象者の範囲

北区における高齢化比率（人口に対して 65 歳以上の高齢者の占める割合）は、令和 3 年 1 月時点の住民基本台帳によると、約 24.7% で東京 23 区の中でも 2 番目に高い数値となっており、今後も高齢化の進行は懸念されるところである。また、障害者（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている者）は、令和 3 年 2 月の福祉行政統計編（東京都福祉保健局）によると、約 5.7% で東京 23 区の中でも最も高い数値となっている。

北区では、高齢者や障害者を含む、発災前の備えや発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者を「要配慮者」と定義している。こうした「要配慮者」のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする者を「避難行動要支援者」と定義している。具体的には区が定める要件により、「避難行動要支援者名簿」の登録対象となる者とする。

一方、平常時から避難行動要支援者の所在を把握し、発災時には声掛け等の避難支援を行う「避難支援者」とともに、地域が一体となって支援活動が行えるよう、自主防災組織等の「避難支援等関係者」と連携し、避難誘導や安否確認等の支援体制を強化していく必要がある。

(1) 避難行動要支援者の範囲

北区における避難行動要支援者は、「避難行動要支援者名簿」の登録対象となる者であり、登録の要件は「北区避難行動要支援者名簿活用の手引き」に下記の通り定めている。

①区が指定する登録者

（以下の条件に該当する方は、自動的に登録されます。）

- （1） 要介護 3～5 の認定を受けている方
- （2） 身体障害者手帳（1・2 級及び体幹の 3 級）の方
- （3） 愛の手帳（1・2 度）の方
- （4） 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方

②下記のいずれかの条件に該当し、自力では避難ができず、支援が必要なため、名簿登録を希望される方（①に該当する方は除く）

- （1） 75 歳以上の単身世帯もしくは
75 歳以上の高齢者のみの世帯の方
- （2） 要介護もしくは要支援の認定を受けている方
- （3） 身体障害者手帳をお持ちの方
- （4） 愛の手帳をお持ちの方
- （5） 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- （6） 難病医療費受給者など、上記に準ずる方

(2) 避難支援等関係者の範囲

北区地域防災計画では、「避難支援等関係者」（※）について、下記の通り定めている。

- 所管警察署
- 所管消防署
- 民生委員・児童委員
- 自主防災組織（町会・自治会）
- 高齢者あんしんセンター

※避難支援等関係者とは：

地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者

（災害対策基本法第49条の11第2項より）

(3) 避難支援等実施者の範囲

発災または発災の恐れがある際に、個別避難計画等に基づき、実際に避難行動要支援者への避難支援を行う「避難支援等実施者」（※）は、下記のような者が想定される。

- 所管警察署
- 所管消防署
- 民生委員・児童委員
- 自主防災組織（町会・自治会）
- 高齢者あんしんセンター
- 避難行動要支援者の親族
- 避難行動要支援者に福祉や医療サービスを提供する、福祉関係者、医療関係者
- その他、避難行動を支援できる者（近隣住民等）

※避難支援等実施者とは：

避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者

（災害対策基本法第49条の14第3項第1号より）

1.5. 支援計画を活用した避難行動要支援者等の支援

支援計画には、避難行動要支援者に対する避難行動要支援者名簿や個別避難計画、その他避難に関する計画等の作成と活用に関する考え方や、避難支援の考え方等を整理している。

支援計画を活用した各避難行動要支援者の避難に関する計画作成や、支援等の実施イメージについて図3に示す。

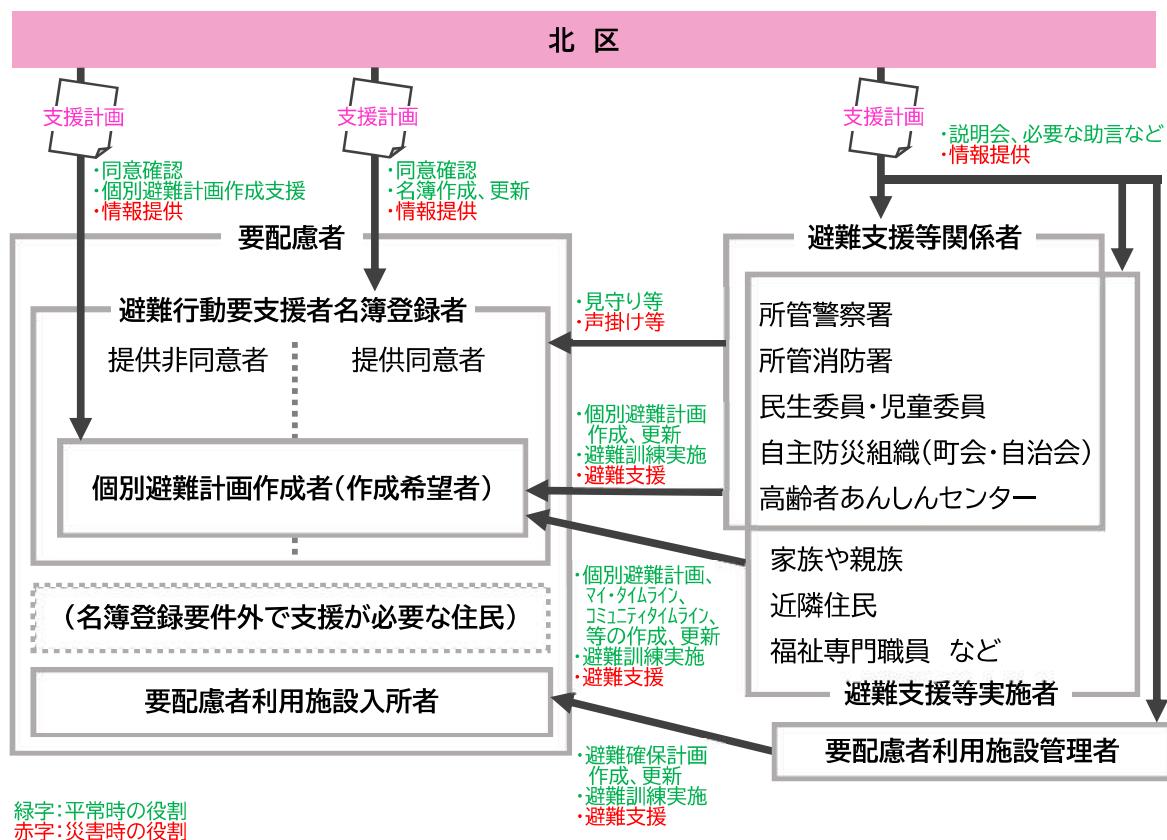


図3 支援計画を活用した要支援者支援のイメージ

2. 避難行動要支援者名簿の作成と活用

平成 23 年の東日本大震災を受け、平成 25 年の災害対策基本法改正において、災害発生時に自身の力では安全な場所に避難することが困難な方の名簿である避難行動要支援者名簿の作成を区市町村の義務とした。

北区では、平成 29 年度から「北区避難行動要支援者名簿」を作成し、災害に備えた地域づくりの一助として活用されるよう、避難支援等関係者に名簿情報を提供している。

避難行動要支援者名簿は、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎情報となるものである。台風のように、その原因となる自然現象の発生から実際に被害が生じるまでに一定の時間的猶予がある場合は、発生の恐れがある段階で名簿情報に基づき速やかに避難支援を行い、要支援者を安全な場所まで避難させることが重要となる。

今後は、名簿情報を基礎として、避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成を順次進めることとしている。しかし、個別避難計画作成の同意が得られない場合や、作成途中などの理由で、個別避難計画が未作成な状態で災害に見舞われる可能性がある。そのような場合における避難支援についても、名簿を活用するよう努める。

2.1. 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿の概要については、「北区避難行動要支援者名簿活用の手引き」（以下、名簿活用の手引き）に記載されている。

避難行動要支援者名簿は以下の通り作成している。

(1) 名簿の種類

名簿には【平常時】の名簿と【災害時】の名簿の 2 種類が存在する。

- 【平常時】の名簿

避難行動要支援者の所在の確認や見守りなどに活用するため、名簿情報を避難支援等関係者へ提供することに同意した方だけが掲載された名簿。

平常時に、避難支援等関係者〔警察署、消防署、自主防災組織（町会・自治会）（※）、民生委員・児童委員、高齢者あんしんセンター〕に提供している名簿である。

- 【災害時】の名簿

名簿情報の提供に同意いただけていない要支援者の方も含んだ名簿。

平常時は区が毎月更新し保管しており、災害発生時もしくは大規模な災害発生が懸念される際には、避難行動の支援や救助活動等のため、避

難支援等関係者に提供することができるようになる。

※避難支援等関係者のうち、自主防災組織（町会・自治会）については、現状では希望した町会・自治会にのみ平常時の名簿を提供している。

(2) 名簿の登録要件

名簿の登録要件は、北区の避難行動要支援者の範囲と同義であり、以下の通りとなっている。

①区が指定する登録者

（以下の条件に該当する方は、自動的に登録されます。）

- (1) 要介護3～5の認定を受けている方
- (2) 身体障害者手帳（1・2級及び体幹の3級）の方
- (3) 愛の手帳（1・2度）の方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級の方

②下記のいずれかの条件に該当し、自力では避難ができず、支援が必要なため、

名簿登録を希望される方（①に該当する方は除く）

- (1) 75歳以上の単身世帯もしくは
75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- (2) 要介護もしくは要支援の認定を受けている方
- (3) 身体障害者手帳をお持ちの方
- (4) 愛の手帳をお持ちの方
- (5) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- (6) 難病医療費受給者など、上記に準ずる方

※特別養護老人ホームやグループホーム等に入所されている方は、対象者の所在が明らかであり、災害発生後についても当該施設内にて対応を図ることが可能なことから、避難行動要支援者の登録対象者から除く。

(3) 名簿の記載事項

名簿には、次の事項を掲載する。

北区避難行動要支援者名簿 【登録者本人データ】 ○○町会										
区指定	氏名	1 ○○ □□		住所	OOI丁目口番地△号		【緊急連絡先】			
		姓	名		性別	高齢者あんしん番号	○○○	付番	氏名	○○ □□
No. 1	地域振興室	王子	民生委員	000	○○年○月○日	△△日	○○	FAX	電話(自宅)	
	自主防	○○町会		生年月日	○○年○月○日	△△日	○○		電話(携帯)	
	身障手帳	○ 父の手帳	—	精神手帳	—	健常(自宅)	○○-○○○○-△△△△	電話(携帯)	住所	
	要介護・要支援	—	難病	75歳以上	○	手帳等詳細				
No. 2	障害事項			4	電話番号 (事業者番号)		氏名	○○ □□	登録者との関係	
	福祉サービス事業者等						電話(自宅)			
	区指定	氏名	○○ □□		住所	OOI丁目口番地△号	○○○	付番	0000000	電話(携帯)
	同様する	地域振興室	王子	民生委員	000	高齢者あんしん番号	○○○	付番	0000000	電話(携帯)
No. 2	自主防	○○町会		生年月日	○○年○月○日	△△日	○○	FAX	住所	
	身障手帳	○ 父の手帳	○ 精神手帳	○ 健常(自宅)	○○-○○○○-△△△△	電話(携帯)				
	要介護・要支援	○ 難病	○ 75歳以上	○ 手帳等詳細			氏名		登録者との関係	
	障害事項	リクライニング式車いす使用(介助者必要)			電話番号 (事業者番号)		電話(自宅)			
福祉サービス事業者等						電話(携帯)				

【各項目の概要】

- ① 氏名
- ② 住所
- ③ 緊急連絡先
- ④ 各種個人情報及び対象内容

(4) 名簿の更新

避難行動要支援者の情報は、転入・転出・死亡等により、常に変化するものであるため、月に一度の更新を実施している。

(5) 名簿の適正な管理

① 区の実施事項

区は、避難行動要支援者の個人情報を適正に管理する必要がある。情報漏えい防止措置として、区の個人情報保護条例に基づき厳重に管理する。

また、避難支援等関係者が名簿を受領した際には、受領書を区へ提出することとしている。その際、前年度に配布した名簿は回収する。なお、原本を複製した名簿については、その管理と廃棄の徹底を求める。

② 避難支援等関係者の実施事項

名簿情報が共有されている避難支援等関係者には、個人情報保護法に沿った名簿の取り扱いが求められる。具体的な運用については、名簿活用の手引きに以下の通り定めている。

- 使用目的の範囲内で使用する
- 名簿を複製しない
- 原則、第三者に提供しない
- 許可されている人だけが取り扱えるようにする
- 家族の目に触れないように保管する
- 紛失防止を徹底する(紛失したらすぐに防災・危機管理課に報告する)

2.2. 避難行動要支援者名簿の活用

(1) 名簿の使用目的

区は、次の目的のために名簿を使用する。

- 名簿情報の外部提供に関する本人同意を得るための連絡
- 防災訓練の参加呼びかけなど防災に関する情報提供
- 災害発生時又は発生の恐れがある場合の情報伝達、避難支援
- 災害発生時の安否確認・救助等
- 避難行動要支援者の避難支援等を定める個別避難計画の策定

避難支援等関係者は、次の目的のために名簿を使用する。

- 平常時の名簿は、平常における見守り活動、避難経路の確認、防災訓練の実施等に使用
- 災害時の名簿は、災害発生時における安否確認、避難誘導等の避難支援に使用

(2) 平常時における名簿の提供と活用

災害発生時等において円滑かつ迅速な避難支援の実施に結びつくよう、平常時の名簿は、平常時から以下に示す避難支援等関係者に提供されている。

- 警察署
- 消防署
- 自主防災組織（町会・自治会（希望する組織のみ））
- 民生委員・児童委員
- 高齢者あんしんセンター

上記の避難支援等関係者は、平常時の名簿を受領しているが、各機関における平常時の名簿活用方針は定まっておらず、有効的に活用されていない状況にある。したがって、避難支援等関係者ごとの活用方法について、表1に示す内容を基本として、区は避難支援等関係者に対して平常時から名簿情報の活用を促す。

表 1 避難支援等関係者ごとの名簿活用方針（平常時）

平常時の活用方針	避難支援等関係者				
	警察署	消防署	(町会・自治会) 自主防災組織	民生委員・ 児童委員	高齢者あんしん センター
地域の要支援者の把握	○	○	○	○	○
顔の見える関係づくり			○	○	○
ハザードマップを用いた災害リスクの確認			○	○	○
水害時の避難について事前の話し合い			○	○	○
避難時に持っていくもの等の準備を促進			○	○	○
地域の防災訓練への参加の呼びかけ			○	○	○
避難計画(個別避難計画やマイ・タイムライン)の作成について周知・協力			○	○	○

(3) 災害時における名簿の提供と活用

災害時の名簿は、災害対策基本法の規定により、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるとき」に、避難支援等関係者に提供できるものである。

避難支援等関係者ごとの活用方法について、表 2 に示す内容を基本として、水害発生のおそれ段階から水害時に名簿情報を活用する。

表 2 避難支援等関係者ごとの名簿活用方針（水害発生のおそれ～水害時）

水害発生の恐れ～水害時の活用方針	避難支援等関係者				
	警察署	消防署	(町会・自治会) 自主防災組織	民生委員・ 児童委員	高齢者あんしん センター
災害時名簿の受領	○	○	○	○	○
気象情報や避難情報の伝達			○	○	○
声掛けにより避難を促す	○	○	○	○	○
支援ニーズを確認する			○	○	○
可能な範囲で避難先における安否・避難状況の確認			○	○	○
避難所での見守り			○	○	○

※そのほか、個別避難計画を活用して、避難準備支援、同行避難などの対応を行う。

2.3. 名簿の作成と活用に係る取組み

北区は、避難行動要支援者名簿の作成と活用について、北区ホームページへの情報掲載や、チラシの作成および配布による広報を実施している。

北区では、希望により名簿登録が可能な条件が存在するため、名簿の作成と活用について住民に広く周知し、避難に支援が必要な住民が漏れなく名簿に登録されることが重要である。

2.4. 今後の課題

避難行動要支援者名簿の作成や活用に係る、今後の課題を表3に整理する。

表3 避難行動要支援者名簿の作成や活用に係る今後の課題

分類	今後の課題
名簿の作成	<ul style="list-style-type: none">・現状の名簿登録要件に該当しない場合や、名簿制度の理解不足等により希望登録をしていないなどの理由で、名簿登録されていないが避難支援が必要な住民が存在する可能性がある。・登録要件の見直しの検討や、家族や地域、福祉関係者等の身近な人から水害の危険性や名簿制度の周知を図り、希望登録と避難行動要支援者への情報提供の同意を促進することができるような運用の検討が必要である。・高齢者単身世帯等の中には、家族・地域社会との交流が客観的に著しく乏しい状態である「社会的孤立」に陥るリスクが高い。加えて、介護保険や生活保護といった行政サービスを利用していない住民を行政が把握することは困難である。しかし、社会的孤立者の中にも避難行動要支援者が存在する可能性がある。・社会的孤立者についても、周囲からの見守り活動の中で、避難行動に支援を要すると判断された場合、名簿制度の周知と登録促進ができるような運用の検討が必要である。
名簿の活用	<ul style="list-style-type: none">・町会・自治会ごとの希望制となっている平常時の名簿の提供について、今後も引き続き希望制で運用していくか、全町会・自治会に対して提供すべきものとして位置づけるか、検討が必要ある。・災害時の名簿の提供方法が定まっていない。・特に、個別避難計画を作成しない／作成途中などで個別避難計画が存在せず、災害時名簿のみに記載されている要支援者への支援ができるよう、災害時名簿の運用方法についての検討が必要である。

3. 個別避難計画の作成と活用

令和元年東日本台風（台風第19号）等による災害を受け、中央防災会議のワーキンググループ等で、高齢者等の避難の在り方について議論が行われ、「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難の在り方について（最終とりまとめ）」（令和2年12月）が取りまとめられた。これにより、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の制度面における改善の方向性が示された。

これらを踏まえ、令和3年5月の災害対策基本法改正において、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成を区市町村の努力義務とした。

個別避難計画は、避難行動要支援者について「避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置」を実施するために作成されるものである。今後は、個別避難計画を用いることで、あらかじめ決めた避難支援等実施者による避難支援を行うなど、従来の避難行動要支援者名簿を活用した支援より避難の実効性を高めていくことが重要である。

なるべく早期に個別避難計画の作成を進めるためには、地域のハザードの状況や、避難行動要支援者本人の心身の状況や必要な支援の程度により、避難行動要支援者の中における優先度を検討し、優先度が高い者から個別避難計画の作成を進める方針とする。

個別避難計画作成から活用までの全体フローと、複数年に渡る取組みの年間スケジュールを、以下に示す。

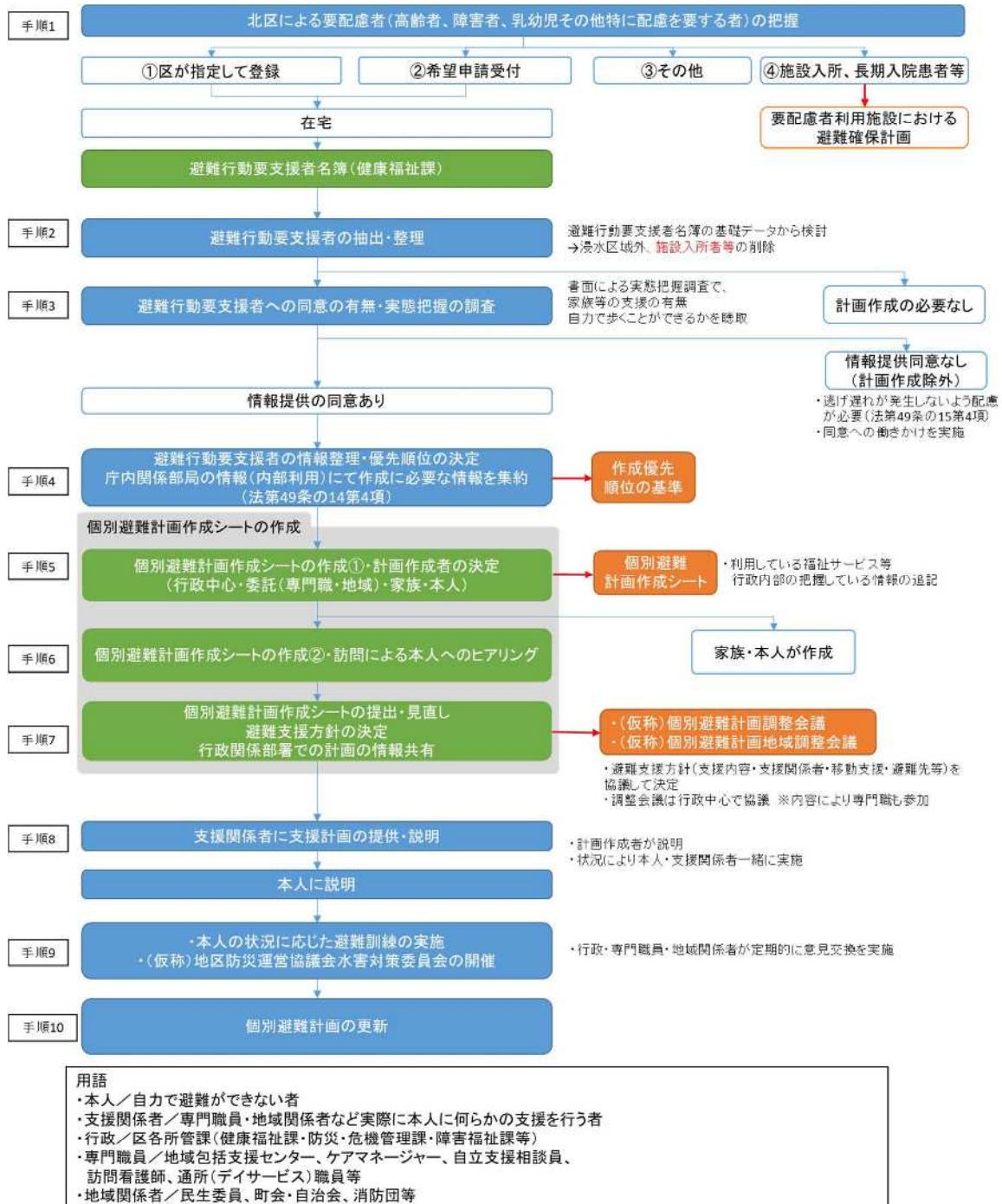


図 4 個別避難計画作成・活用フロー

表 4 個別避難計画作成の年間スケジュール

No	項目	個別避難計画の作成・活用フロー手順	主体	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 6 年度以降	
				後期	前期	後期	前期	後期
1	要配慮者の把握、避難行動要支援者の抽出・整理	手順 1・2	健康福祉課 (協力:防災・危機管理課)	➡				
2	避難行動要支援者への同意の有無・実態把握の調査	手順 3	健康福祉課 (協力:防災・危機管理課)	➡				
3	避難行動要支援者の情報整理・優先順位の決定	手順 4	健康福祉課 (協力:防災・危機管理課)		➡			
4	計画作成者への説明・研修 (福祉・医療関係者等)	—	健康福祉課 (協力:防災・危機管理課)	➡				
5	計画作成者への説明・研修 (自主防・地区住民)	—	健康福祉課 (協力:防災・危機管理課)	➡				
6	個別避難計画の作成 【優先度 A】	手順 5～8	行政職員 (協力:福祉専門職)			➡		➡
7	個別避難計画の作成 【優先度 B】		福祉専門職 (協力:行政職員、支援サービス提供者)			➡		➡
8	支援関係者に支援計画の提供・説明 本人への説明		計画作成者		➡			➡
9	マイ・タイムラインを作成(地域と一緒に) 【優先度 C・D】	—	支援サービス提供者、町会・自治会・民生・児童委員		➡			➡
10	個別避難計画の見直し	手順 10	計画作成者				➡	➡
11	個別避難計画作成対象者の見直し	—	※No1～3 と同様			➡		
12	新規計画作成者への説明・研修	—	※No4～5 と同様			➡		
13	新規対象者の個別避難計画の作成 【優先度 A・B】	—	※No6～9 と同様				➡	➡

3. 1. 個別避難計画の作成

(1) 個別避難計画作成の対象

名簿登載者について、個別避難計画作成および情報提供の同意を得た方を対象とする。

(2) 個別避難計画作成の優先度

① 優先度の考え方

区内の浸水区域内に居住する全ての要支援者に対して、個別避難計画を一斉に並行して作成することは難しい。そのため、要支援者の状況に応じて優先度をつけ、優先度の高い要支援者から作成を進める方針とする。

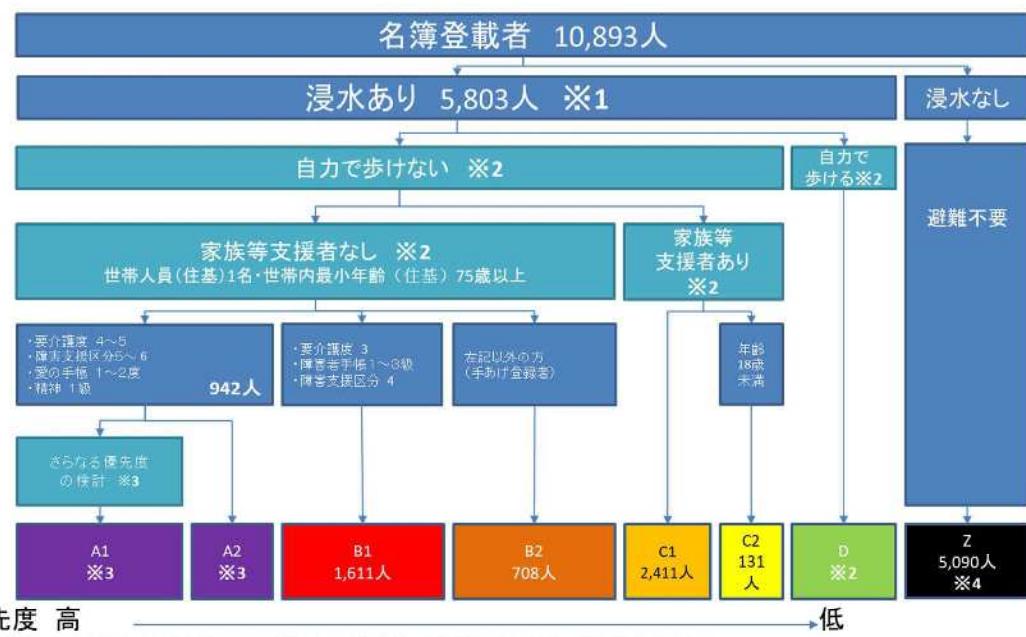


図 5 個別避難計画作成の優先度の考え方

② 優先度ごとの個別避難計画作成方針

図 5 の優先度に該当する要支援者の特徴および個別避難計画の作成方針について、表 5 に示す。

表 5 優先度ごとの計画作成方針

優先度	特徴	計画作成方針
A	浸水あり・自力歩行不可・支援者なし。 以下の区分に該当する。 ・要介護度 4～5 ・障害支援区分5～6 ・愛の手帳 1～2度 ・精神 1級	・移動支援の手段について必ず検討する。 ・避難先について、通常の避難所以外の避難先(福祉避難所や関係している医療機関等)も検討する。
B1	浸水あり・自力歩行不可・支援者なし。 以下の区分に該当する。 ・要介護度 3 ・障害者手帳1～3級 ・障害支援区分 4	・自力での移動支援について検討する。難しい場合は、移動支援の手段について検討する。 ・通常の避難所への避難を検討する。難しい場合は、避難先(福祉避難所等)についても検討する。
B2	浸水あり・自力歩行不可・支援者なし。 A 及び B1 に該当しない方(手あげ登録者)。	・ヒアリング内容によって計画方針を決定する。
C1	浸水あり・自力歩行不可・ 支援者あり。	・地域で一緒にマイ・タイムラインを作成する。
C2	(18歳以上)	
D	浸水あり・自力歩行可能。	

③ 優先度ごとの個別避難計画作成担当者

個別避難計画作成の優先度が高いほど、個別避難計画の作成に行政や避難支援等関係者等の支援が必要である。優先度ごとの個別避難計画作成の担当者は、以下のように想定する。

表 6 優先度ごとの計画作成担当者

行政職員	福祉専門職	支援サービス提供者		医療関係者		避難支援等関係者			要支援者		
		介護サービス提供事業者	通所介護事業所	障害福祉サービス提供事業所	訪問看護ステーション	医療関係者	高齢者あんしんセンター	町会・自治会	民生・児童委員	警察署・消防署	家族
計画作成者	優先度A	高	中	中	低	低	中	低			
	優先度B	中	高	高	中	中	中	低	低		
	優先度C		中	中	高	高	低	低	中	低	低
	優先度D		低	低	中	中	中	低	中	高	中

【計画作成者のランク】
高・中・低 ⇒ 計画作成者となりうる可能性を示す

(3) 個別避難計画の作成方法

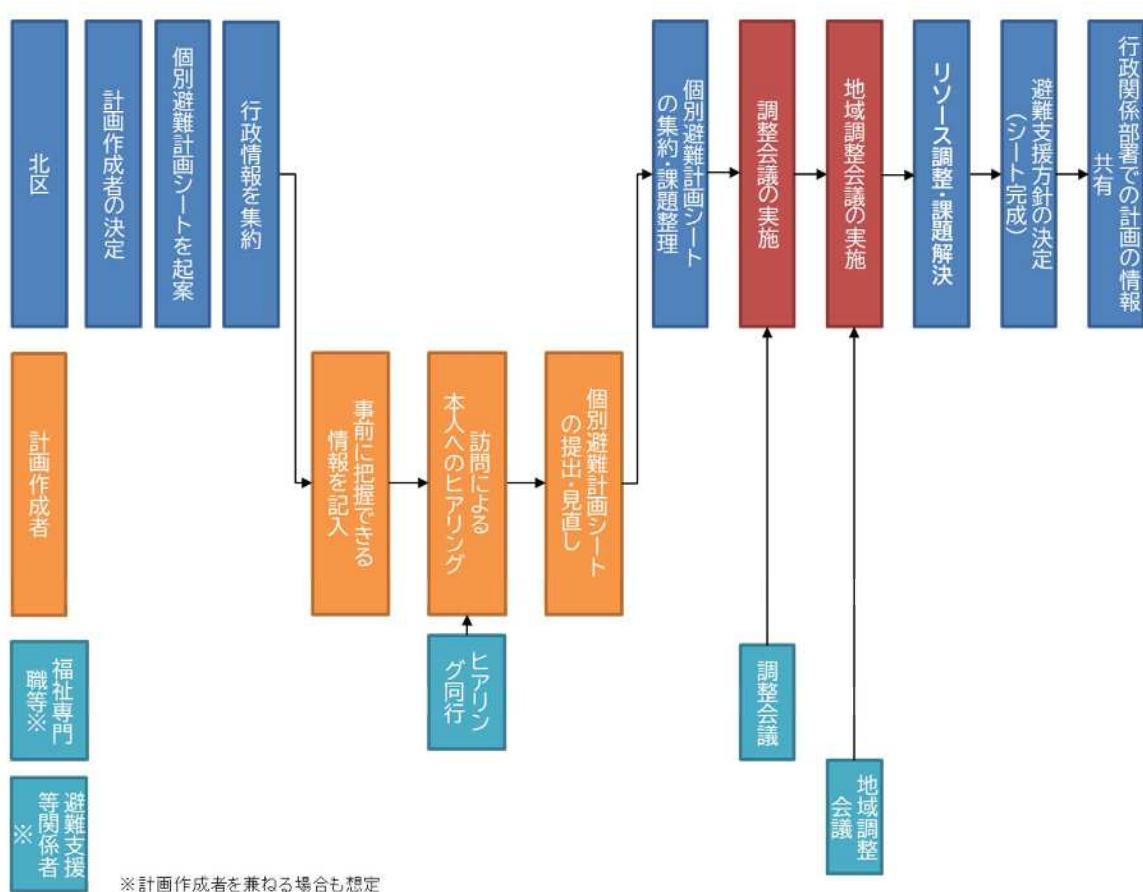


図 6 個別避難シートの作成の流れ

① 計画作成者の決定（手順 5）

- ・優先度に応じて、区が中心となり、計画作成者と調整のうえを決定する。
- ・区が個別避難計画シートを起案し、行政が把握している情報等を集約したうえで、作成者に共有する。作成担当者は、事前に把握できる情報を記入しておく。

② 訪問による本人へのヒアリング（手順 6）

- ・要支援者と具体的な訪問日を調整する。要支援者を訪問し、計画作成の趣旨等を説明したうえで、フォーマットにそって聞き取り調査を行う。
- ・優先度 A の場合、必要に応じて、福祉専門職もヒアリングに同行する。

③ 個別避難計画シートの提出・見直し（手順 7）

- ・計画作成者は、個別避難計画シートを区の担当者へ提出する。必要に応じて見直しを行う。

④ 避難支援方針の決定（手順 7）

・（仮称）個別避難計画調整会議

区の庁内の関係部署が中心となり、必要に応じて福祉専門職を交えて、定期的に調整会議を実施する。

個別避難計画調整会議は、計画作成者から提出された個別避難計画シートに基づいて、支援内容、支援関係者、避難先、移動手段等の避難支援方針のリソースの調整を図るとともに、避難支援に係る課題を解決し、実効性のある避難支援方針を決定することを目的とする。

実効性のある避難支援方針を決定するため、調整会議実施前に、作成担当者から提出された個別避難計画について、支援ニーズや避難先、移動手段等の集約を図り、不足するリソースや課題などを整理する。

・（仮称）個別避難計画地域調整会議

区内の調整会議では、避難支援方針の調整が困難な場合は、区と地域の避難支援等関係者を交えて、地域調整会議を実施する。

個別避難計画地域調整会議は、計画作成者から提出された個別避難計画シートを地域単位で集約し、支援内容、支援関係者、避難先、移動手段等の避難支援方針のリソースの調整を図るとともに、避難支援に係る課題を解決し、実効性のある避難支援方針を決定することを目的とする。

⑤ 行政関係部署での計画の情報共有（手順 7）

・調整会議の結果を踏まえて、個別避難計画を作成し、行政関係部署での情報共有を図る。

※手順 7 までで個別避難計画を作成した後は、地域ごとに（仮称）地区防災運営協議会水害対策委員会（手順 9）を年に 1 回程度開催し、区、避難支援等関係者、福祉関係者等による情報共有の場を設ける。そこで、要支援者の状況変化に伴う計画の更新状況や、訓練の実施状況、名簿登載者ではないが要支援者に該当しそうな住民の情報などについて、関係者で共有する。

(4) 個別避難計画の記載事項と考え方

① 個別避難計画作成シート

個別避難計画作成シートの内容は、以下の通りである。

- 本人データ
- 支援に必要な情報
- 避難支援方針
- 避難支援者一覧

② 避難支援者の設定の考え方

本人からの聞き取り内容から想定される避難支援ニーズ、想定される避難場所、移動手段の条件に基づき、声かけ支援、避難準備支援、移動支援（同行含む）についてそれぞれ避難支援者を決定する。

基本的には、家族や親族などの支援に基づく、縁故避難等を基本とする。

家族や親族の支援が受けられない場合、家族や親族だけでは避難が困難な場合は、調整会議において、福祉専門職・支援サービス提供者・医療関係者・避難等支援関係者等と調整して、支援者・支援機関を決定する。

なお、支援の実効性向上のため、基本的に主として支援を担う支援者・支援機関のほか、複数の支援者・支援機関の候補を検討することが重要な考え方である。

- 家族や親族による避難による自家用車での避難が可能 → 家族や親族による支援
- 付き添いがあれば普通車での避難が可能 → 避難支援者の調整
- 福祉車両による避難が必要 → 避難支援者の調整
- 車イスのまま車両（避難支援者の車両）で避難 → 避難支援者の調整
- ストレッチャーを使用して車（避難支援者の車両）で避難 → 避難支援者の調整

③ 避難行動や支援のタイミングの考え方

避難支援等関係者や要支援者が避難準備や避難行動を始めるタイミングは、気象情報や区が発表する避難情報を参考に判断する必要がある。

荒川氾濫が想定されるような台風が接近する際の、避難行動のタイミングや避難情報発令のタイミングについて、図7の通りタイムラインを示す。

北区避難支援タイムライン

時間の目安※	雨や河川の状況	北区の行動	避難支援者の行動 (地域や福祉関係者、要支援者の家族など)	要支援者の行動	【参考】江東5区の行動 (江東5区大規模水害広域計画より)
-72h	台風による首都圏への影響の可能性 ※荒川下流タイマでは-72h	・情報収集と情報共有 ・危機管理情報収集体制をとる ・線故避難等など早めの避難行動の可能性について周知する。	【要配慮者利用施設】 ・避難確保計画の確認 ・出勤人員の調整を検討 ・避難資機材の準備 【事業所等】 ・個別避難計画の確認 ・出勤人員の調整を検討	・情報収集	共同検討開始 (江東5区による検討) (72時間前を想定)
-48h	台風の首都圏への接近 ※荒川下流タイマでは-48h 大雨・洪水注意報(埼玉・東京) ※荒川下流タイマでは-48h	「関東で狩野川台風匹敵の恐れ」 気象庁により報道発表 10月11日(金)11時頃	・防災対応の方針決定 ・水防本部を設置 ・災害対応即応本部を設置 ・広域避難情報、計画運休の情報確認と情報共有 ・早めの避難の呼びかけ ・区有施設の休館、休校、休園等の決定と情報共有	【避難支援等実施者】 ・要支援者に連絡し、一緒に個別避難計画(マイ・タイムライン等)を確認 【避難支援等関係者】 ・避難行動を支援者名簿を確認し、登録者への呼びかけなど	・避難支援者とともに個別避難計画を確認する ・自身や家族ができる範囲で避難準備を進める
-24h	大雨・洪水警報(埼玉、東京) ※荒川下流タイマでは-24h	都心を走る電車の計画運休 10月12日(土)午後	・高台水害対応福祉避難所の開設・運営 ・高齢者等避難発令の検討	【要配慮者利用施設】 ・施設入所者数と移動時間を考慮し、高齢者等避難発令前でも移動開始を判断	自主的広域避難情報 (広域避難の呼びかけ) (72~24時間前を想定)
-9h	東京あたりを台風が通過 10月12日(土)21時頃	大雨特別警報(埼玉、東京) ※荒川下流タイマでは-11h	・高台水害対応避難場所の開設・運営 ・高齢者等避難発令の広報 ・関係機関への支援要請(協定を結んでいるタクシー会社など)	【避難支援等実施者】 ・個別避難計画に基づき避難支援を行う 【避難支援等関係者】 ・名簿情報に基づき声掛けの実施 【要配慮者利用施設】 ・避難確保計画に基づく避難行動の実施	・避難準備や避難行動を開始する
0h	越辺川・都幾川の堤防決壊 10月13日(日)5~7時頃	岩淵水門の記録水位7.17m観測 10月13日(日)9:50	・避難指示発令の検討	・避難完了	広域避難勧告 (24~9時間前を想定)
数日～数週間後	氾濫発生	・避難指示発令の広報	・避難支援を中止し、支援者自身も避難する	▼避難先での生活 ・避難先のルールに則って避難情報が解除されるまで過ごす	域内垂直避難指示 (9~0時間前を想定)
	東松山市 避難勧告解除 10月13日(日)18:45	・災害対策本部を設置	・避難完了		
	数時間後	緊急安全確保の発令			
	東松山市 避難準備・高齢者等避難開始 解除 10月17日(木)19:10	・緊急安全確保の広報 ・被害状況の把握と関係機関への救助要請 ・避難所における情報提供 ・避難所での要支援者のニーズ確認、関係機関と連携してニーズへの対応	▼避難先での生活 【避難支援等実施者】 ・個別避難計画に記載の留意事項等を確認しつつ、要支援者の見守り、ニーズの確認 【避難支援等関係者】 ・避難先で可能な範囲で名簿登録者の避難状況確認	・不足する資機材や必要なサービス等は避難支援等関係者や避難所職員等と調整する。 ※避難先で必要なものが全く入手できるとは限らないため、事前の準備が重要である。	

※荒川下流タイマの目安の時刻は、0hが「堤防決壊の恐れあり、越水開始まで4~9時間前を想定」したものとなっている。

図 7 北区避難支援タイムライン

④ 移動支援の考え方

避難所等への移動に車両が必要な場合などは、個別避難計画を作成する際に移動手段の確保について検討する必要がある。移動手段の候補としては、以下のような手段が考えられる。区は、発災時の輸送手段を調査し、円滑に活用するために、事業者等との協議を行い、運用の仕組みを構築する。

- 民間救急サービス
- 介護タクシー
- 通常のタクシー
- 福祉有償運送
- 福祉施設等の保有している車両

⑤ 避難先の考え方

北区では、基本方針に記載のとおり、「自宅にはとどまらず、できるだけ遠くの高台へ避難する」ことが基本的な考え方とし、水害時に開設される避難所を予め指定している。また、要配慮者の避難先として、福祉避難所を指定している。ただし、専門的な支援が可能な福祉避難所のスペースは限られているため、親戚知人宅・家族が確保したホテル等を優先とするなど、要支援者の状況に応じた避難先を設定するものとする。避難先の設定の考え方について、表 7 に示す。

要支援者の状況により、高台の避難先への移動ができない場合など、やむを得ない場合には自宅上階等への避難も考えられる。しかし、浸水しない居室があること、家屋倒壊等氾濫想定区域外であること、浸水継続時間が 7 日未満であること、などの条件を満たす必要がある。

なお、基本的な避難先として設定した避難先に避難できない状況が生じる可能性を考慮して、複数の避難先の候補を検討することが重要な考え方である。

表 7 避難先の設定の考え方

優先度	想定される避難先	備考
1	親戚知人宅・家族が確保したホテル等（車中泊）	家族や親戚知人等の支援を受けられる場合
2	福祉避難所 (福祉避難室) ※高台の小中学校	・特別な配慮が必要ではなく、ご家族等による介助により避難生活が可能な方 ・他の避難者と居室を分けることで避難可能な方
3	福祉避難所 (介護型)	・特別な配慮が必要な方
	福祉避難所 (通所型)	・福祉避難室での避難生活が困難と想定される方（精神的に不安定、周囲への影響が大きい等）
	福祉避難所 (補完型：特別支援学校)	
4	医療機関	・医療的な対応が必要で、福祉避難所以外への避難が必要な方

(5) 個別避難計画の更新

平常時の見守りや訓練の実施などにより、要支援者の状態に変化や、個別避難計画に記載した避難先や誘導方法等に修正の必要が生じた場合は、要支援者および避難支援等実施者で個別避難計画を見直すよう努める。計画を修正した場合は、要支援者および避難支援等実施者双方で常に最新の計画を所持するとともに、区へ提出する。

(6) 個別避難計画の適正な管理

① 区の実施事項

区は、避難行動要支援者の個人情報を適正に管理する必要がある。情報漏えい防止措置として、区の個人情報保護条例に基づき厳重に管理する。

また、避難支援等関係者が個別避難計画を受領した際には、「受領書兼誓約書」を区へ提出することとしている。なお、原本を複製した名簿については、その管理と廃棄の徹底を求める。

② 避難支援等関係者の実施事項

名簿情報が共有されている避難支援等関係者には、個人情報保護法に沿った名簿の取り扱いが求められる。具体的な運用については、以下の通り示す。

- 使用目的の範囲内で使用する
- 複製しない
- 原則、第三者に提供しない
- 許可されている人だけが取り扱えるようにする

- 家族の目に触れないように保管する
- 紛失防止を徹底する（紛失したらすぐに防災・危機管理課に報告をする）

3.2. 個別避難計画の活用

(1) 個別避難計画の提供

作成した個別避難計画は、区、要支援者自身、避難支援等関係者、個別避難計画に記載している避難支援等実施者に提供する。

(2) 個別避難計画の活用

個別避難計画により、避難行動要支援者について「避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置」を実施する。

個別避難計画は、以下のような場面で活用する（P.44「6.1(2)共助として避難支援等関係者や避難支援等実施者ができること」に避難支援の内容について記載）。

- 声掛け等による避難の情報伝達
- 避難準備や移動同行などの避難支援
- 避難先到着後の対応

3.3. 今後の課題

個別避難計画の作成や活用に係る今後の課題について、表8に整理する。

表8 個別避難計画の作成や活用に係る今後の課題

分類	今後の課題
個別避難計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・個別避難計画作成の重要性等の理解促進を図り、作成と情報提供の同意を促進する仕組みの検討が必要である。 ・車両による移動等が必要な要支援者に対して、民間救急サービスや介護タクシーの車両数が不足している可能性があり、必要数の概算と移動手段の確保が必要である。 ・区内の通所施設等で保有している車両等の活用ができるよう、福祉事業所間のネットワーク構築等の対応も検討する必要がある。 ・特に重症な要支援者が福祉避難所や病院等への避難ができるよう、避難先のキャパシティと要支援者および同行者の避難意向について、調整が必要である。 ・医療的ケアが必要な要支援者について、病院への避難についても調整が必要である。 ・本支援計画は大規模水害を対象とした記載となっているため、浸水想定区域内の要支援者に対して優先度をつけて計画作成を行うこととしている。 ・浸水想定区域外の要支援者に対しても、地震等の災害を想定した個別避難計画の作成を別途推進していく必要がある。
個別避難計画の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・個別避難計画作成に同意しない場合や、作成途中などの理由による個別避難計画未作成者に対する、円滑かつ迅速な避難支援の実施について検討が必要である。 ・継続的な情報の維持更新、情報へのアクセスのしやすさ、使いやすさ等の観点から、個別避難計画のデータベース化により管理および活用する仕組みを検討する必要がある。 ・個別避難計画をデータベース化することにより、計画作成者の避難先の意向を整理し、福祉避難所の定員等を踏まえて調整するなどの対応が必要となる。

4. 避難確保計画の作成と活用

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨などにおける被害を受け、平成 29 年の水防法や土砂災害防止法の改正において、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成及び訓練等の実施が義務化された。

これに伴い、北区においては、平成 30 年度に対象施設に対して説明会を実施し、避難確保計画の作成を促進した。

4.1. 避難確保計画の作成

避難確保計画とは、浸水や土砂災害等のおそれがある場合における、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な、次の事項などを定めた計画である。

- 防災体制
- 避難誘導
- 施設の整備
- 防災教育及び訓練の実施
- そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置

(1) 避難確保計画作成の対象要配慮者利用施設

北区における対象施設の種別は、下記の通りである。

- 老人福祉施設
- 有料老人ホーム
- 認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- 身体障害者社会参加支援施設
- 障害者支援施設
- 障害福祉サービス事業の用に供する施設
- 保護施設
- 児童福祉施設
- 障害児通所
- 支援事業の用に供する施設
- 児童相談所
- 幼稚園
- 小学校
- 病院
- 診療所（有床のみ）

(2) 避難確保計画のひな形

区は、避難確保計画のひな型及び手引きを作成し、区ホームページに公表して

いる。

施設管理者は、区が公表しているひな型及び手引きを用いて、避難確保計画を作成する。

(3) 防災体制について

① 防災体制の確立

災害が発生する前に迅速かつ確実に避難誘導を完了させるためには、収集した防災気象情報や避難情報をもとに、施設の防災体制を確立する必要がある。

施設管理者は、北区支援計画タイムライン等を参考に、段階的な防災体制の確立基準、組織構成や役割分担、人員配置等をあらかじめ検討する。

② 情報収集と情報伝達

台風の接近や大雨による水害が発生するおそれがあるとき、迅速に情報収集や情報伝達を行う必要がある。

施設管理者は、収集する情報の内容やその入手方法、伝達する情報の内容と伝達先等をあらかじめ検討する。

【収集する情報の例】

- ・防災気象情報（荒川等の洪水予報、気象情報、土砂災害警戒情報等）
- ・区の避難情報 ※詳細は「6.2 避難行動要支援者等への情報伝達（P. 46）」
- ・避難先に設定した系列事業所の状況または福祉避難所（区立ふれあい館）の開設状況
- ・道路の通行止め情報等

【入手方法】

北区メールマガジン、テレビ、ラジオ、北区ホームページ、北区防災行政無線（自動電話応答サービス）、北区公式 Twitter・Facebook・LINE、北区水位・雨量情報システム、東京都防災アプリ、東京都ホームページ、国土交通省荒川下流河川事務所ホームページ等

③ 通所施設の考え方

通所施設等では、事前休業等の判断基準やタイミングを設定する。

なお、何らかの理由で施設に利用者が滞在している場合等を想定し、避難先、手段、タイミング等についても検討する。

(4) 避難誘導について

① 避難先の考え方

「立退き避難」の避難先は、基本的に施設の系列事業所を設定する方針とする。系列事業所を避難先として設定できない場合、補完型福祉避難所として開設する区立ふれあい館を設定し、施設職員とともに避難することを検討する。

要配慮者利用施設における避難の原則は「立退き避難」であるが、入所者の状

況等により立退き避難が困難な施設が存在することも想定される。避難確保計画に避難方針として「屋内安全確保」を検討する場合は、ハザードマップ等で施設の浸水継続時間を確認し、想定される浸水継続時間以上の時間を「屋内安全確保」できる対策を施設で確保する必要がある。

【立退き避難】浸水想定区域等の災害リスクにある区域等に所在する施設を離れ、浸水想定区域外の避難先に避難することであり、避難行動の基本。

【屋内安全確保】浸水想定区域等の災害リスクのある区域等に所在する施設であっても、施設内に留まり、浸水深より高い階に移動することによって避難すること。

② 避難のタイミング

避難開始のタイミングは、原則として、区が警戒レベル3「高齢者等避難」を発令した時とする。ただし、施設利用者数が多い施設や施設利用者の身体的な状況等により全員の避難完了までに多くの時間を要する場合は、「警戒レベル3高齢者等避難」の発令を待つことなく、早めに避難を開始することが必要である。

北区支援計画タイムライン（P.25）には、警戒レベル3「高齢者等避難」の発令タイミングを示している。避難情報の発令状況などを参考に、準備開始や避難開始のタイミングを検討する。

また、タイミングに応じて施設職員の参集や配置、役割分担等も検討する。

③ 避難の方法

施設入所者の移動手段は、基本的に各施設で確保する方針とする。施設で活用できる車両数と、入所者数、避難先への移動にかかる時間などを考慮し、ピストン輸送の開始タイミングなどを検討する。

④ 避難の経路

ハザードマップや施設見取り図等を参考にして避難先まで安全に移動できる避難経路を事前に検討する。なお、土砂災害警戒区域やアンダーパス等の危険な場所は通らないようにする。

⑤ 緊急安全確保について

急激に災害が切迫することにより、避難確保計画に定めた場所への避難を安全にできないような、過酷な事象※に遭遇した場合も想定して、少しでも浸水被害を受け難い施設の高い場所や近隣の相対的に高く堅牢な建物に移動するなどの「緊急安全確保」も併せて検討する。

ただし、本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は立退き避難をすべきであったが、避難し遅れた際にとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

※「過酷な事象」の例は以下のとおり

(災害発生後)

- ・河川が氾濫し、施設や避難経路が大規模に浸水している状況
- ・避難経路で土砂災害が発生し、通行不可能な状況

(災害発生直前)

- ・立退き避難中に河川が氾濫し、氾濫水や道路の路肩決壊等により被災するおそれがある
- ・立退き避難中に避難経路で土砂災害が発生し被災するおそれがある
- ・大雨・夜間の移動は視界が限られ、また、水路・下水道等が氾濫していれば路面が見えにくくなるため、道路の側溝や蓋が外れたマンホール等に落下するおそれがある
- ・暴風による飛散物により被災するおそれがある
- ・立退き避難中にアンダーパス等の浸水箇所に車で侵入し、立ち往生するおそれがある

(5) 施設の整備について

① 避難に必要な設備とその確保

施設利用者の迅速かつ安全な避難支援を実現するためには、避難に必要な設備を確保しておく必要がある。施設管理者は、避難に使用する既存の設備や今後整備する予定の設備を検討する。



図 8 避難に必要な設備の考え方（参考）

② 避難に必要な設備とその確保

施設利用者の迅速かつ安全な避難支援を実現するためには、避難に必要な装備品や備蓄品を適切に確保しておく必要がある。屋内安全確保の場合は、水や食料等の備蓄、衛生器具、医薬品等の物資を施設内に留まる時間に応じて備えることが必要となる。

施設管理者は、避難に使用する装備品や備蓄品、避難先への持ち出し品等を検討する。

(6) 計画の提出

施設管理者は、「避難確保計画作成（変更）報告書」（ホームページに公表）を添えて、作成した避難確保計画を北区防災課へ提出する。

【提出物】

- ・避難確保計画作成（変更）報告書
- ・避難確保計画 様式 1～5

※自衛水防組織を設置する場合、様式 6 及び別添・別表 1・別表 2 も合わせて提出の必要あり。なお、自衛水防組織の設置は、努力義務。

※様式 7 以降は提出不要のため、各施設において適切に管理すること。

【提出先】

北区 危機管理室 防災課

メール : kfhinan@city.kita.lg.jp

※メールで提出する場合は、PDF 形式でご提出ください。

郵 送 : 〒114-8508 (住所不要) 防災課 宛

窓 口 : 北区役所 第一庁舎 2 階 13・14 番窓口

4.2. 避難確保計画の実効性向上

(1) 避難訓練による実効性向上

作成した避難確保計画の実効性を高めるため、計画に基づいた避難訓練の実施と報告が施設管理者の義務となっている（水防法第15条の3第5項）。

① 避難訓練の実施

施設管理者は、避難確保計画に基づいた訓練を、原則年1回以上実施する。なお、訓練内容は各施設の状況に応じて設定することとする。訓練内容の例について、図9に示す。

施設管理者は、避難訓練を実施した都度、避難訓練実施報告書を区へ提出する。



※訓練の負担を軽減するための工夫（例）

- ・利用者や保護者と共にではなく、まずは職員のみで実施する。
- ・ハザードマップなどを用いた図上訓練を実施する。
- ・実際の行動をイメージし、避難確保計画の読み合わせを行う。など

図9 訓練内容の一例

② 避難確保計画の見直し

施設管理者は、訓練の実施結果を踏まえて、避難確保計画の見直しを行う。見直した避難確保計画は、避難訓練実施報告書と共に、区へ提出する。

(2) 計画内容の精査

北区は、避難確保計画の作成報告や、計画に基づく避難訓練の実施報告を受けたとき、施設管理者に対して必要な助言または勧告をすることができる（水防法第15条の3第6項）。

4.3. 今後の課題

避難確保計画の作成や活用に係る今後の課題について、表 9 に整理する。

表 9 避難確保計画の作成や活用に係る今後の課題

分類	今後の課題
避難確保計画の作成	・区は、国土交通省や区等の最新の取組みを踏まえて、避難確保計画のひな型および手引きを適宜更新する。
情報伝達	・区は、福祉避難所（区立ふれあい館）の開設状況を施設へ伝達する方法について検討する。
実効性向上	・北区は、作成された避難確保計画の内容の確認および精査をする仕組みの確立により、必要な助言や勧告が実施できるよう努め、計画の実効性向上を図る必要がある。

5. 避難所における避難支援

5. 1. 水害に対応した避難所の設置

(1) 大規模水害時に開設される避難所

荒川の氾濫などの大規模水害を想定した場合には、浸水の危険の少ないエリアに位置する「高台水害対応避難場所」を開設する。高台水害対応避難場所の一覧は、表 10 に示す。

表 10 高台水害対応避難場所一覧

番号	施設名	所在地
1	桐ヶ丘中学校	桐ヶ丘 2-6-11
2	桐ヶ丘郷小学校	桐ヶ丘 1-10-23
3	赤羽台西小学校	赤羽台 2-1-34
4	稻付中学校	赤羽西 6-1-4
5	梅木小学校	西が丘 2-21-15
6	西が丘小学校	十条仲原 4-5-17
7	王子第三小学校	上十条 5-2-3
8	王子第五小学校	上十条 2-18-17
9	旧富士見中学校	上十条 3-1-25
10	十条富士見中学校	十条台 1-9-33
11	滝野川もみじ小学校	滝野川 3-72-1
12	滝野川紅葉中学校	滝野川 5-55-8
13	旧滝野川第六小学校	滝野川 5-44-15
14	谷端小学校	滝野川 7-12-17
15	滝野川第二小学校	滝野川 6-19-4
16	北区役所滝野川分庁舎	滝野川 2-52-10
17	滝野川第三小学校	滝野川 1-12-27
18	西ヶ原小学校	西ヶ原 4-19-21
19	飛鳥中学校	西ヶ原 3-5-12
20	滝野川小学校	西ヶ原 1-18-10
21	田端小学校	田端 5-4-1
22	旧田端中学校	田端 6-9-1

(2) 要支援者を受け入れる際の配慮

要支援者は、避難所生活においても様々な配慮が必要である。区は、要支援者の多様なニーズを踏まえ、以下のような点に留意し、可能な限りの配慮を行う。

- 暑さ・寒さ対策

- スロープ設置等による障害除去
- 乳幼児や高齢者、障害者等に配慮した食事の提供
- 必要な資機材・生活用品・医療用品等の提供に関する調整
- 専門職員によるサービスの提供に関する調整

5.2. 福祉避難所等の設置

(1) 要配慮者の避難先

北区地域防災計画においては、福祉避難所として次の施設を指定している。要配慮者を確実に受け入れるため、福祉避難所に指定されている施設名の公表はしていない。

① 福祉避難室

小・中学校等の避難所等内の教室等を利用して、要配慮者に配慮した専用の避難スペースを設置する。

→総数：57 箇所

大規模水害の恐れ時に設置可能：22 箇所

② 福祉避難所（通所型）

特別な設備等がないと生活を送ることが困難な要配慮者のうち、日頃から各施設に通所している障害者や障害児を対象とする。

→総数：13 箇所

大規模水害の恐れ時に設置可能：4 箇所

③ 福祉避難所（介護型）

特別な設備等がないと生活を送ることが困難な要配慮者のうち、専門的なケアを要する介護度が高い者を対象とする。

→総数：16 箇所

大規模水害の恐れ時に設置可能：7 箇所

④ 福祉避難所（補完型）

②③に該当しない他の要配慮者を対象とする。

→総数：26 箇所

大規模水害の恐れ時に設置可能：11 箇所

(2) 福祉避難所への避難方法

福祉避難所への避難が必要な要支援者は、個別避難計画作成時に、避難支援等関係者や避難支援等実施者と調整の上、避難先として福祉避難所を設定する。

福祉避難所を避難先として設定した場合、警戒レベル3「高齢者等避難」の発令や、それ以前の段階で、個別避難計画で事前に調整した福祉避難所へ直接避難する。

5.3. 今後の課題

福祉避難所に係る今後の課題について、表 11 に整理する。

表 11 福祉避難所に係る今後の課題

分類	今後の課題
福祉避難所の運用	<ul style="list-style-type: none">・福祉避難所の運用ルール等を整備する必要がある。・要支援者が避難先で必要となる資機材やサービス等の提供体制の構築が必要である。平常時から協力機関を確保しておくことや、協定を締結しておくことが考えられる。・しかし、要支援者の多様なニーズに全て対応することは、水害時には困難なことが考えられるため、要支援者自身および避難支援等実施者で協力して必要な準備を整えておくことの重要性を周知する必要がある。
福祉避難所の定員	<ul style="list-style-type: none">・福祉避難所への避難が必要な要支援者と、福祉避難所のキャパシティの調整を行い、避難先の再調整や、福祉避難所の拡充等の対応を検討する必要がある。・区有施設以外の施設との協定等も検討する。

6. 自助・共助・公助それぞれの避難支援

6.1. 避難支援の基本的な考え方

避難行動要支援者は様々な要因により、災害発生時に必要な情報を把握し、適切な避難行動を取ることが難しいため、周囲からの避難支援を必要とする。

しかし、大規模な水害等が発生した場合、多くの避難行動要支援者に対して、区職員が平等に支援を行うことは困難となる可能性がある。そのため、避難行動要支援者自身や家族による「自助」、個別避難計画に記載した避難支援等実施者や、避難支援等関係者、地域住民などによる「共助」が大変重要となる。

区は、避難支援等実施者・避難支援等関係者に対して、可能な範囲で避難行動要支援者の情報を提供し、平常時の声掛けから、災害時の安否確認や避難支援の実施まで、日頃から普及啓発を行うことで、地域の支援体制構築を促進する。

(1) 自助として区民ができること

① 要支援者自身ができること（平常時）

- 作成した個別避難計画は、自身と家族がわかりやすい場所に保管する
- 避難時の非常用持出品を整理する
- いざという時のための備蓄品を準備する
- ハザードマップ等で発生しうる災害を知る
- 情報収集の手段を準備する
- ご近所や避難支援をお願いする方と顔の見える関係づくりをする
- 浸水想定区域外に住む親戚・知人等に相談し、縁故避難先を確保する

② 要支援者自身ができること（発災のおそれ～発災）

- 個別避難計画を確認し、自身の避難行動を確認する
- 災害情報や避難情報を入手する
- 避難先に持っていくものを確認し、避難の準備をする
- 縁故避難先への連絡や、宿泊施設の予約をして避難先を確保する

③ 避難支援等関係者ができること（平常時）

- 避難時の非常用持出品を整理する
- いざという時のための備蓄品を準備する
- ハザードマップ等で発生しうる災害を知る
- 情報収集の手段を準備する
- 自身と家族の避難について、要支援者の避難支援も考慮したマイ・タイムラインを作成する
- 浸水想定区域外に住む親戚・知人等に相談し、縁故避難先を確保する

④ 避難支援等関係者ができること（発災のおそれ～発災）

- マイ・タイムラインを確認し、自身の避難行動を確認する
- 災害情報や避難情報を入手する
- 持ち物を確認し、避難や支援の準備をする
- 縁故避難先への連絡や、宿泊施設の予約をして避難先を確保する

(2) 共助として避難支援等関係者や避難支援等実施者ができること

① 共助でできる支援内容（平常時）

- 平時の見守りや声掛け
- 地域の行事や防災訓練等への参加を促し、地域との関係づくりを進める
- 避難の計画や準備について要支援者と一緒に考える

② 共助でできる支援内容（発災のおそれ～発災）

災害時の支援として、避難支援等関係者や避難支援等実施者が実施しうる支援項目と支援内容について、表 12 のように想定する。

表 12 共助による支援項目と支援内容

支援項目	支援内容
声掛け支援	台風が接近したら区から発表される避難場所開設情報や、高齢者等避難情報を伝達し、避難を促す。
避難準備手伝い支援	区から情報を得たら、本人宅に行き、避難の際に必要な物資や医療器具等をまとめることを手伝う。
移動同行支援	避難する際に車両に同行し、乗降等の介助を行う。
避難先での支援	避難先に到着後、避難生活を送るにあたって必要な情報を避難先の運営者等と共有や引き継ぎを行う。 もしくは、個別避難計画の情報に基づき、避難先での避難生活を支援する。

③ 避難支援等実施者などによる役割分担（発災のおそれ～発災）

図 5 に示した個別避難計画作成の優先度ごとに、想定される身体的特徴と必要な支援項目、避難支援を担当する実施者の役割分担は、以下のように想定する。

表 13 優先度ごとの支援項目と役割分担

計画作成 優先度の 目安	想定される身体的状況の内容	福祉専門職		支援サービス 提供者		医療関係者		避難支援等関係者			
		居宅介護支援事務所 【ケアマネジヤー】	相談支援専門員	介護サービス提供事業者	障青福祉サービス 提供事業者	訪問看護ステーション	ソーシャルワーカー	高齢者あんしんセンター	町会・自治会	民生委員・児童委員	警察署・消防署
A1 (最優先)	特別な身体的ケア等が必要			声、準、移、避							
A1	車椅子での移動が不可、普通乗用車の乗車が不可	声、準、移		声、準、移、避							
A1～A2	車椅子・普通乗用車での移動が不可	声、準、移α		声、準、移α、避					(声、準、移)		
B1	誰かの誘導があれば自力での移動が可								(声、準、移)	声、準	移
B1	声掛け支援と避難準備手伝いがあれば、単独での移動が可	声、準							(声)	声、準	
B2	声掛け支援だけあれば単独での移動が可								(声)	声	

【支援内容の凡例】 声 ⇒ 声掛け支援
 準 ⇒ 避難準備手伝い支援
 移 ⇒ 移動同行支援
 移α ⇒ タクシー等に乗車するところを見届ける
 避 ⇒ 避難先での支援
 ピンク塗 ⇒ 避難・支援状況のとりまとめ

※支援者は、要支援者本人との関係性や、支援者が支援できるか検討したうえで決定する。
 ※町会・自治会の()については、避難行動要支援者名簿の平常時からの情報提供を同意し、日頃から町会・自治会とのやり取りがある方

(3) 公助として行政ができること

- 避難所開設
- 移動手段提供
- 避難先の環境整備
- 関係機関への支援要請
- 関係機関への救助要請
- 避難情報の提供
- 避難者状況の把握 等

(4) 避難支援等関係者等の安全確保の措置

避難支援等を行う際は、避難支援等関係者自身やその家族等の生命、身体の安全を守ることが重要である。北区から警戒レベル3（高齢者等避難）が発令されたら支援者自身も避難の準備を開始して、遅くとも警戒レベル4（避難指示）の発令の際には支援者自身も避難をする。

また、要支援者に名簿制度の活用や意義等について理解をしてもらうことと併せて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けることができない可能性もあることを理解してもらうことが必要である。

6.2. 避難行動要支援者等への情報伝達

(1) 水害発生時の避難情報

区は、水害の発生のおそれがある場合、要支援者が円滑かつ安全に避難できるように、区の地域防災計画や、避難情報に関するガイドライン（内閣府（防災担当）、令和3年5月）に基づき、避難情報を発令する。発令される避難情報について、表14に示す。

警戒レベル3の「高齢者等避難」の発令は、避難に係る準備や移動に際して時間がかかると想定される要支援者が避難行動を開始するタイミングとして位置づけている。ただし、高齢者等避難が発令される以前から避難行動を開始することを妨げるものではなく、自身や家庭等の状況に応じて判断する。

表14 発令される避難情報

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	避難情報	発令主体
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	区
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~				
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	区
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	区
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・ 高潮注意報	気象庁
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	気象庁

### (2) 避難行動要支援者への情報伝達

区は、防災行政無線による放送、ホームページやSNSへの情報掲載、緊急速報メール（エリアメール）などの様々な手段により、防災情報等を伝達する。

様々な特性を持つ要支援者へ情報伝達を図るために、音声による伝達、視覚による伝達、やさしい日本語や多言語に対応した伝達など、多様な手段や方法の活用を推進する。

## 7. さらなる避難支援の取組み

これまで紹介した避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施などは、災害対策基本法や水防法などの法律で規定されるものである。一方、法律で定められていないが、避難支援の実効性向上のために北区として推進していきたいと考える取組を紹介する。

### (1) 個別避難計画に基づいた訓練の実施

作成した個別避難計画の検証および実効性の向上を目的として、区、避難支援等関係者、避難支援等実施者、福祉事業所、福祉避難所に指定されている施設などが協働し、個別避難計画に基づいた避難支援の実施について訓練を実施する。なお、訓練の実施にあたっては、防災 DX 等も積極的に取り入れるよう努める。

- 台風接近の旨や高齢者等避難の発令などの防災情報を伝達し、避難の声掛けをする
- 防災情報に基づいて、避難に際して必要な準備を行う
- 個別避難計画で設定した避難先に、実際に移動する など

訓練を実施した事により得た気づきや問題点については、必要に応じて個別避難計画を修正する。

要支援者の身体の状況等は変化するため、定期的に（特に出水期前）には関係者で個別避難計画に基づいた訓練を実施し、必要に応じて個別避難計画の修正を行うことで、実効性を担保するよう努める。

### (2) 避難支援行動を踏まえたコミュニティタイムラインの作成

区は、各家庭における避難行動を整理するマイ・タイムラインの普及促進とともに、地域住民の避難行動や行動のタイミング等を整理する「コミュニティタイムライン」の作成支援を実施する。

水害の被害が想定される地域の自主防災組織（町会・自治会）は、今後コミュニティタイムラインの作成を進める。コミュニティタイムラインの作成にあたっては、地域に居住する要支援者に対する避難支援のタイミングや、避難支援の役割分担を意識する。

### (3) 復旧・復興期における要支援者の支援

支援計画は、平常時から、水害が発生する恐れや水害発生により、命を守ることを目的とした避難（避難情報が解除されるまで）をしている期間を対象として、要支援者の支援に関する考え方等を整理した計画である。

しかし、実際に水害が発生して家屋被害等が生じた場合、数日から数週間で帰宅することができない可能性が想定される。このような場合を想定した、長期化する避難所や仮設住宅等での生活、生活再建に係る手続き等の対応等について、復旧・復興期における要支援者の支援体制づくりが必要である。

## 北区避難支援タイムライン

時間の目安※	雨や河川の状況	北区の行動	避難支援者の行動 (地域や福祉関係者、要支援者の家族など)	要支援者の行動	【参考】江東5区の行動 (江東5区大規模水害広域計画より)
	<b>【参考】台風第19号時の状況</b>				
-72h	台風による首都圏への影響の可能性 ※荒川下流タイムラインでは-72h	・情報収集と情報共有 ・危機管理情報収集体制をとる ・縁故避難等など早めの避難行動の可能性について周知する。	【要配慮者利用施設】 ・避難確保計画の確認 ・出勤人員の調整を検討 ・避難資機材の準備 【事業所等】 ・個別避難計画の確認 ・出勤人員の調整を検討	・情報収集	共同検討開始 (江東5区による検討) (72時間前を想定)
-48h	台風の首都圏への接近 ※荒川下流タイムラインでは-48h  大雨・洪水注意報(埼玉、東京) ※荒川下流タイムラインでは-48h  <b>「関東で狩野川台風匹敵の恐れ」</b> 気象庁により報道発表 10月11日(金)11時頃	・防災対応の方針決定 ・水防本部を設置 ・災害対応即応本部を設置 ・広域避難情報、計画運休の情報確認と情報共有 ・早めの避難の呼びかけ ・区有施設の休館、休校、休園等の決定と情報共有 ・高台水害対応福祉避難所の開設・運営 ・高齢者等避難発令の検討	【避難支援等実施者】 ・要支援者に連絡し、一緒に個別避難計画(マイ・タイムライン等)を確認 【避難支援等関係者】 ・避難行動を支援者名簿を確認し、登録者への呼びかけなど	・避難支援者とともに個別避難計画を確認する ・自身や家族でできる範囲で避難準備を進める	自主的広域避難情報 (広域避難の呼びかけ) (72~24時間前を想定)
-24h	大雨・洪水警報(埼玉、東京) ※荒川下流タイムラインでは-24h  <b>都心を走る電車の計画運休</b> 10月12日(土)午後	・高齢者等避難の発令	【要配慮者利用施設】 ・施設入所者数と移動時間を考慮し、高齢者等避難発令前でも移動開始を判断		
	<b>東京あたりを台風が通過</b> 10月12日(土)21時頃	・高台水害対応避難場所の開設・運営 ・高齢者等避難発令の広報 ・関係機関への支援要請(協定を結んでいるタクシー会社など) ・避難指示発令の検討	【避難支援等実施者】 ・個別避難計画に基づき避難支援を行う 【避難支援等関係者】 ・名簿情報に基づき声掛けの実施 【要配慮者利用施設】 ・避難確保計画に基づく避難行動の実施	・避難準備や避難行動を開始する	広域避難勧告 (24~9時間前を想定)
-9h	<b>越辺川・都幾川の堤防決壊</b> 10月13日(日)5~7時頃  <b>岩渕水門の記録水位7.17m観測</b> 10月13日(日)9:50	・避難指示発令の広報 ・災害対策本部を設置	・避難支援を中止し、支援者自身も避難する ・避難完了	・避難完了	
0h	<b>氾濫発生</b>  <b>東松山市 避難勧告 解除</b> 10月13日(日)18:45	・緊急安全確保の発令	▼避難先での生活 ・避難先のルールに則って避難情報が解除されるまで過ごす		
数時間後					
	<b>東松山市</b> 避難準備・高齢者等避難開始 解除 10月17日(木)19:10		▼避難先での生活 【避難支援等実施者】 ・個別避難計画に記載の留意事項等を確認しつつ、要支援者の見守り、ニーズの確認 【避難支援等関係者】 ・避難先で可能な範囲で名簿登録者の避難状況確認	・不足する資機材や必要なサービス等は避難支援等関係者や避難所職員等と調整する。 ※避難先で必要なものが全て入手できるとは限らないため、事前の準備が重要である。	域内垂直避難指示 (9~0時間前を想定)
数日～数週間後					

※荒川下流タイムラインの目安の時刻は、0hが「堤防決壊の恐れあり、越水開始まで4~9時間前を想定」したものとなっている。 1

## ◆基本的な考え方

避難所等への移動に車両が必要な場合などは、個別避難計画を作成する際に移動手段の確保について検討する必要がある。移動手段の候補としては、以下のような手段が考えられる。  
区は、発災時の輸送手段を調査し、円滑に活用するために、事業者等との協議を行い、運用の仕組みを構築する。

## ◆北区内における活用可能な移動手段と今後の検討方針

	移動手段の種別	概要	区内台数	区内事業者	今後の検討方針
1	通常のタクシー	<ul style="list-style-type: none"> <li>都内では、ユニバーサルタクシーも増えており、車椅子の利用が可能である。(都内の UD タクシーの割合は全体 5 割超)。乗り降りに関する通常の範囲の支援は、通常料金の範囲内で対応可能。(令和4年3月31日 国土交通省自動車局旅客課長事務連絡)。</li> <li>区内には、事業者 25 社 2,600 台あり、そのうち、区内の事業者 11 社と協定済(約 1,100 台保有)。 (協定にはバス事業者 1 社も含む)</li> </ul>	約 2,600 台	約 25 社	<ul style="list-style-type: none"> <li>→実効性を高める取組</li> <li>・活用可能台数の精査</li> <li>・運用の仕組みの検討</li> <li>・未締結事業者との協定</li> </ul>
2	介護タクシー	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険適用外であるため、別途費用が発生するが、家の中からの移動にかかる介助も可能な移動手段(運賃例: 約 4km 未満 1 時間 4700 円、以降 30 分 2150 円、支援費用別。)</li> <li>区内に事業者は 13 社あり、車椅子等のまま移動が可能な車両を有している事業者は、車椅子 6 社、リクライニング車椅子 5 社、ストレッチャー 5 社(介護タクシー案内所 HP 調べ)</li> <li>事業者によっては、医療用酸素等を設備として保有しているところもある。</li> </ul>	約 13 台 以上と想定	約 13 社	<ul style="list-style-type: none"> <li>→協定締結等を検討</li> <li>・保有台数調査</li> <li>・所管課や事業者へ確認</li> </ul>
3	民間救急サービス (一般乗用旅客自動車運送事業 (福祉輸送事業限定))	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢社会の進展と国民の医療に対するニーズの変化に伴って誕生した、民間における在宅ケア患者等に対する搬送サービス。</li> <li>寝たきり老人、身体障害者、傷病者などを対象に、医療機関への入退院・通院・転院、社会福祉施設への送迎に際し、ベッド等を備えた専用車を用いて搬送する。</li> <li>東京消防庁により許可された事業所が区内 6 社、7 台保有。(東京消防庁 HP 調べ)</li> </ul>	約 7 台	約 6 社	<ul style="list-style-type: none"> <li>→活用可能性検討</li> <li>・保有台数調査</li> <li>・事業者等へ確認</li> </ul>
4	訪問介護事業所等の訪問介護員等による自家用自動車の有償運送(通称ぶら下がり許可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護支援専門員(ケアマネージャー)が作成する介護(介護予防を含む)サービス計画(ケアプラン)又は市町村が行う介護給付費等の支給決定の内容に基づき、訪問介護サービス等と連続又は一体として行う要介護者等の輸送が許可されている。</li> </ul>	確認中	区内 3 社	<ul style="list-style-type: none"> <li>→活用可能性検討</li> <li>・事業者等へ確認</li> </ul>
5	福祉有償運送 (非営利団体における会員の輸送)	<ul style="list-style-type: none"> <li>タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、NPO、公益法人、社会福祉法人等が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員 11 人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービス</li> </ul>	要確認	要確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>→活用可能性検討</li> <li>・保有台数調査</li> <li>・所管課や社協へ確認</li> </ul>
6	移動支援事業(障害者・障害児)	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都北区移動支援費補助事業実施要綱に基づく移動支援事業</li> <li>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業で、「障がい者等が円滑に外出することができるよう、障がい者の移動を支援する事業」とされており、外出の支援が必要と認められる方に対して、【車両移送型】の移動支援サービスの提供が可能</li> <li>車両移送型は、北区日中一時支援事業者の指定を受けている事業者のみ利用可能</li> </ul>	要確認	要確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>→活用可能性検討</li> <li>・所管課への確認</li> <li>・協定締結等を検討</li> </ul>
7	福祉施設の保有している車両	<ul style="list-style-type: none"> <li>通所施設・入所施設が利用者の移送のために保有している車両</li> <li>浸水区域内の事業者の保有する車両は、利用者の避難に活用することが想定されるが、浸水区域外の事業者の保有する車両を避難行動支援者の支援に活用することが考えられる</li> </ul>	要確認	要確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>→活用可能性検討</li> <li>・保有台数調査</li> <li>・所管課や施設へ確認</li> </ul>

## ■北区・移動支援についての検討

### ◆具体的な対応方針(案)

#### 1. 通常のタクシー

##### 【今後の方針】

災害時に活用する際の実効性を高めるため、運用可能な台数の精査や運用の仕組みについて、事業者との協議を踏まえて、検討を行う。

##### (具体的な取組内容)

- ・25社のうち災害時協定締結済みの事業者は11社(うち1社はバス事業者)であるため、残りの+415社について、協定締結を実施する。
- ・保有車両数は想定であり、具体的な保有台数(UD タクシーの保有台数も含む)について調査を行ったうえで、発災時に確保可能な車両数について、今後協議を実施する。(協定締結済みの事業者の保有台数は約1,100台であるが、実際に運用できる数は、ドライバーの確保の面からも限られる可能性がある)
- ・運用の仕組みについては、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に関するタクシーによる移動支援を実施している、地域医療連携担当課と調整のうえ、検討を行う。

#### 2. 介護タクシー

##### 【今後の方針】

災害時に活用する際の実効性を高めるため、運用可能な台数の精査や運用の仕組みについて、事業者との協議を踏まえて、検討を行う。

##### (具体的な取組内容)

- ・個別事業者との協定締結前提とした協議を行う。(発災時に確保可能な車両数や、運用の仕組み等)

#### 3. 民間救急民間救急(一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定))

##### 【今後の方針】

活用可能性について、事業者や関係機関との協議を進めていく。

##### (具体的な取組内容)

- ・事業者や関係機関へヒアリング等で確認を進める。

#### 4. 訪問介護事業所等の訪問介護員等による自家用自動車の有償運送(通称ぶら下がり許可)

##### 【今後の方針】

活用可能性について、事業者や所管課との協議を進めていく。

##### (具体的な取組内容)

- ・制度面で府内所管課(介護保険課)
- ・運用面でケアマネの会等へ確認

#### 5. 福祉有償運送(非営利団体における会員の輸送)

##### 【今後の方針】

活用可能性について、区内事業者や所管課との協議を進めていく。

##### (具体的な取組内容)

- ・所管課(地域福祉課)や社会福祉協議会等へ確認

#### 6. 移動支援事業(障害者・障害児)

##### 【今後の方針】

活用可能性について、所管課との協議を進めていく。

##### (具体的な取組内容)

- ・車両移送型のサービス内容や事業者等について、所管課(障害福祉課)への確認
- ・移動支援費補助事業は、付き添いサービスを基本としていることから、付き添いが居れば歩いて避難可能な要支援者の選択肢としても検討

#### 7. 福祉施設の保有している車両

##### 【今後の方針】

活用可能性について、所管課、事業者との協議を進めていく。

##### (具体的な取組内容)

- ・保有車両の確認
- ・所管課(障害福祉課)への確認

※実施の可否や役割分担、スケジュールは、別途調整を行う。

## ■北区・移動支援についての検討

### ◆車両数と輸送時間に係る検討(たたき案)

#### 【検討の考え方】

- 優先度 A、B1については、民間救急・介護タクシー・UD タクシーの利用
- 優先度 B2(手あげ登録者)、家族支援ありの方については、通常のタクシーの利用
- 1台で要支援者 1名乗車を前提に算定(支援者が同乗可能)
- 要配慮者利用施設の利用者は、施設保有の車両を利用する想定
- タクシーの活用可能数に大きく左右されることから、タクシーの確保台数を 250 台、500 台、1000 台とした場合の、輸送時間を試算
- 要配慮者利用施設における車両の保有数も不明であるため、仮に 30 台、100 台、232 台とした場合で、輸送時間を試算

#### 【試算を踏まえた今後の方針(案)】

- 優先度、避難先に応じて利用する移動手段のニーズを想定し、移動手段ごとの必要数を精査
- 想定される必要数を元に、各事業者と確保できる車両や運用について協議
- 要配慮者利用施設において、車両の保有状況等を確認

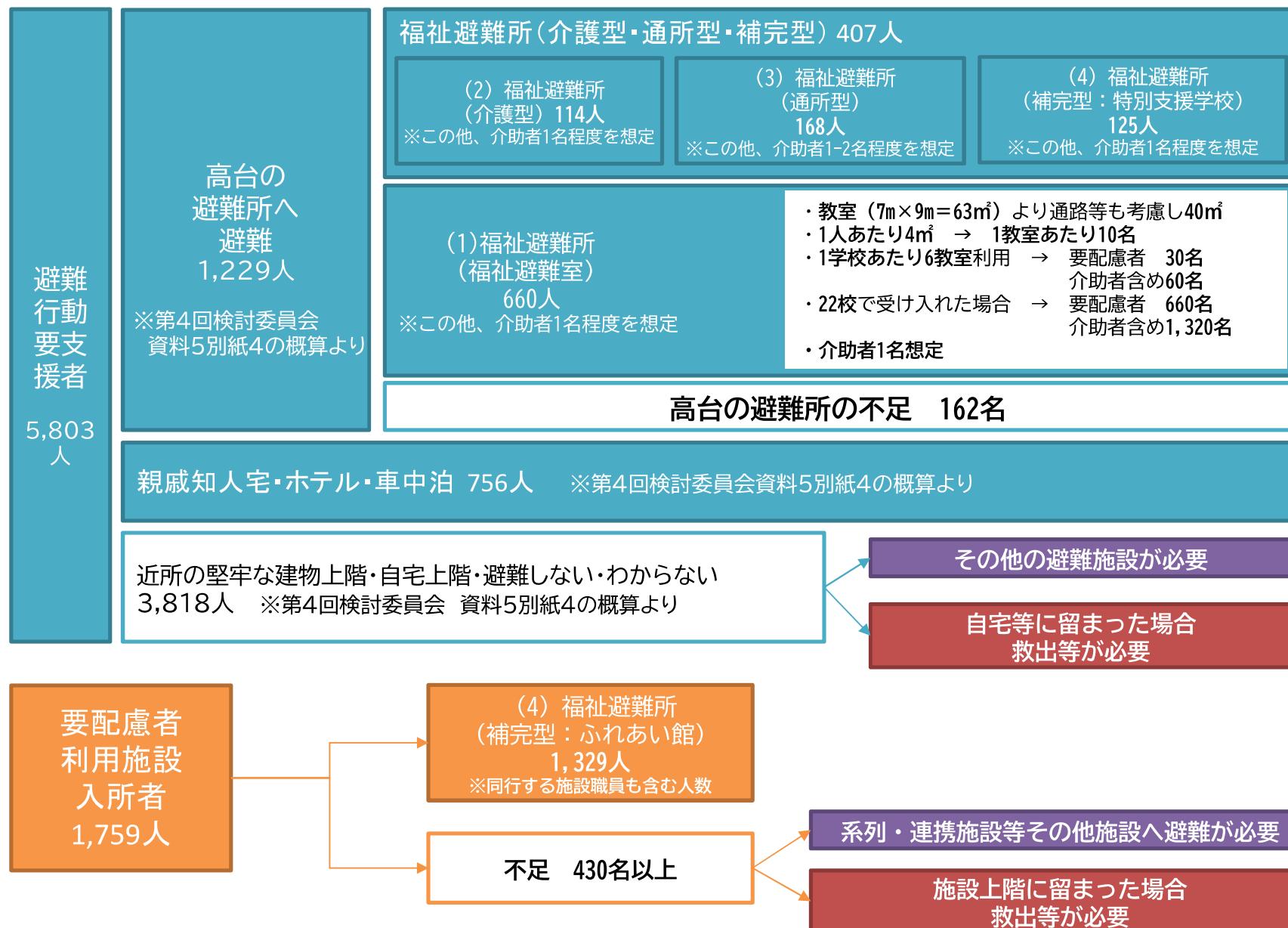
#### (具体的な取組内容)

- 優先度 B1 において、通常のタクシーが利用可能な人数の想定
- 介護タクシー・タクシー(UD)の台数について、確保可能な台数の精査
- 上記を踏まえて、事業者と調整を実施
- 親戚知人宅・ホテルへ移動する方の移動手段としても想定するかどうか調整
- 要配慮者利用施設における輸送手段の状況を確認



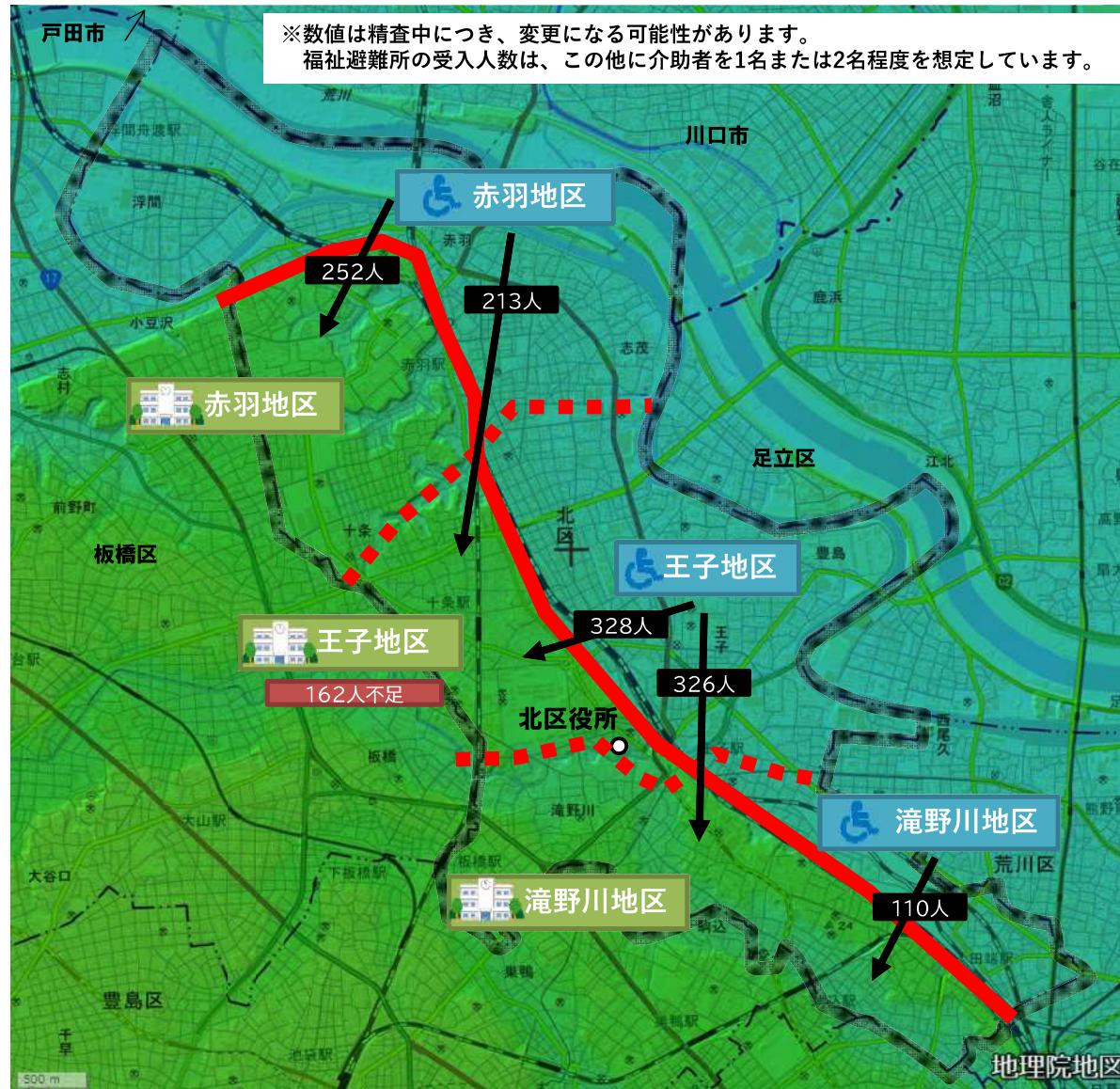
## 福祉避難所への避難イメージ

資料 7



## 地区における福祉避難所と避難行動要支援者の需給量の検討

- 地区内では調整できないため、地区間での避難先調整が必要です。  
(ふれあい館の活用が想定される要配慮者利用施設も同様)



赤羽地区	
福祉避難室 介護・通所・補完	避難行動要支援者 2,196人
計 252人	高台へ避難 約465人 [意向調査より推計]

地区内高台へ避難	
252人	王子地区へ避難 213人

王子地区	
福祉避難室 介護・通所・補完	避難行動要支援者 3,087人
計 379人	高台へ避難 約654人 [意向調査より推計]

赤羽地区から受入	
地区内高台へ避難	328人
滝野川地区へ避難	326人
北区役所	326人

滝野川地区	
福祉避難室 介護・通所・補完	避難行動要支援者 520人
計 436人	高台へ避難 約110人 [意向調査より推計]

王子地区から受入	
地区内高台へ避難	110人

表：地区別の受入可能人数、避難行動支援者名の集計表

		赤羽	王子	滝野川	合計
福祉避難所等 受入可能人数  ※このほかに、 介助者1・2名程 度を想定	(1)福祉避難所（福祉避難室）	120	180	360	660
	(2)福祉避難所（介護型）	72	0	42	114
	(3)福祉避難所（通所型）	60	74	34	168
	(4)福祉避難所（補完型：特別支援学校）	0	125	0	125
	小計【A】	252	379	436	1,067
	(4)福祉避難所（補完型：ふれあい館）	211	343	775	1,329
	合計	463	722	1,211	2,396
避難行動 要支援者	避難行動要支援者数	2,196	3,087	520	5,803
	高台へ避難（意向調査より推計）【B】	465	654	110	1,229
	高台の避難所の不足（【B】 - 【A】）	-213	-275	326	-162
	親戚知人宅・ホテル・車中泊（意向調査より推計）	289	407	69	765
	近所の堅牢な建物上階・自宅上階・避難しない・ わからない（意向調査より推計）	1,445	2,031	342	3,818

### 【今後の検討方針】

- ・地区間での避難先の調整等は、区が中心となって調整会議、地域調整会議等で行うことが想定される。  
今後、調整の考え方や留意点等を整理する。
- ・地区別の要配慮者利用施設数や利用者数を把握し、ふれあい館の受入可能人数とのギャップを確認する。